

阿見町 第2次男女共同参画プラン



平成 24 年3月

阿 見 町

はじめに

わが国は、少子高齢化、人口減少、長引く景気の低迷、多くの問題を抱えています。

昨年に発生した東日本大震災においては、人々の絆の大切さ、かけがえのない家庭やコミュニティの大切さを再確認したところであり、震災を踏まえて男女が慈しみ合い・支え合い・認め合う社会を再構築することが求められています。

国においては、平成 22 年（2010 年）に第 3 次男女共同参画基本計画が策定されましたが、基本法施行後 10 年間の反省として男女共同参画が想定より進んでいないことが挙げられます。つまり、法的整備などの枠組みは整備されてきましたが、身近な地域社会のなかでは、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行により、育児や介護等の女性への過重な負担等が未だに解決されていないことです。また、女性に対する暴力の増加など新たな課題も顕在化しています。

当町におきましては、平成 17 年に阿見町男女共同参画プランを策定し、平成 22 年には町議会において満場一致で「阿見町男女共同参画社会基本条例」を制定し男女共同参画社会づくりを推進しております。

今回の第 2 次となります「阿見町男女共同参画プラン」は、条例に基づき、本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定したものです。第 1 次参画プランからの継承と見直す部分そして、国・県での最重点課題を取り入れ、町民の皆様からの声も参考にしながら町民参画により親しみの持てるプランとすることができました。

男女共同参画社会を実現していくためには、町・事業者・町民の皆様一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、協力し、協働して取り組んでいくことが大変重要となります。

本計画が、皆様に理解され、親しまれ身近に感じていただけるよう推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を受け賜われますようお願い申し上げます。

最後に、熱心にご協議いただきました阿見町男女共同参画社会推進会議委員、阿見町男女共同参画社会推進会議検討部会委員、各団体代表の皆様やパブリックコメントで貴重なご意見をいただいた皆様など、本計画の策定にあたりご協力いただきました多くの町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月



阿見町長 天田 富司男

「3.11 東日本大震災」は私たちに多くの真実を教えた
人間は独りでは生きられない
だから、たくさんの「人と人のつながり」が必要だと思う

多くの町民がここ阿見町に暮らしている
老いも若きも、女も男も、みんな違うけれどみんな同じだ
みんな幸せになりたいと思っている
だから、「みんなの幸せ」を共に創ることが必要だと思う

幸せを町民と行政の力を集めて実現する時代なのかもしれない
町民それぞれの思いと力と有り余る個性を生かしたいと思う

男だから、女だから
ではなく
年寄りだから、子どもだから
ではなく
新しく引っ越してきた人だから
ではなく
あの人だからと考えて、私だからと思って
一歩踏み出したいと思う

人が人であるように、町民が町民であるように、私は私でありたいと思う

本計画は、幸せづくりの転換点に立った、

阿見町に暮らす町民への限りないエールです

深呼吸して、まっすぐ前を向いて、大きく一歩踏み出したいと思います

幸せの舞台はもちろん 「わが町 阿見」

目次

はじめに

第1章 本計画策定の背景と考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 本計画の考え方	2
3. 本計画の性格	3
4. 計画の期間	4
5. 本計画策定の視点	4
第2章 町民の「暮らし方」意識	6
1. 町民意識調査結果（概要）	6
2. 団体意向調査結果（概要）	8
第3章 計画の意義と背景	11
1. 本計画の背景	11
2. 第1次計画の達成度と課題	13
第4章 計画の基本理念と施策の体系	14
1. 目指すべき社会と基本理念	14
2. 施策の体系	14
第5章 男女共同参画施策	19
基本目標 1 幸せな家庭をつくる	19
施策の方向 1 家庭生活が支える豊かな人生	19
施策の方向 2 家庭を人らしく暮らす場に	22
基本目標 2 個性あふれる学校を育む	24
施策の方向 1 男女共同参画教育・学習を行なう	24
施策の方向 2 学校運営に男女共同参画の考え方を取り入れる	27
施策の方向 3 性別にとらわれない教育指導を確立する	27
基本目標 3 きらきら輝く地域に生きる	30
施策の方向 1 男も女も支える地域活動	30
施策の方向 2 地域福祉は男女共同参画から	31
施策の方向 3 「緑の健康」が支える地域健康づくり	34
基本目標 4 働き甲斐のある職場を支える	36
施策の方向 1 「ワーク＝ライフ」バランスを進める	36
施策の方向 2 就職・再就職をバックアップする	40
施策の方向 3 法制度の活用を支える	41
施策の方向 4 セクハラ・パワハラ防止を進める	43
施策の方向 5 自営業における男女共同参画を進める	44

基本目標5	参画意識いっぱいの町を彩る	44
施策の方向1	まちづくり型生涯学習・活動と連携する	45
施策の方向2	男女共同参画情報を提供する	49
施策の方向3	男女参画センター(仮)等を設置する	54
施策の方向4	相談体制を整備・充実する	54
施策の方向5	男女共同参画都市宣言をあげる	55
施策の方向6	町民の意識・実態調査を定期的実施する	56
施策の方向7	女性の社会参画, 社会的役割の分担をすすめる	57
基本目標6	国際交流による男女共同参画をすすめる	58
施策の方向1	国際交流による男女共同参画支援をはかる	58
施策の方向2	町内在住外国人への支援をはかる	59
基本目標7	協働型進行管理を実現する	59
施策の方向1	協働型進行管理委員会の設置	59
施策の方向2	基本目標別専門部会の設置	60

第1章 本計画策定の背景と考え方

1. 計画策定の背景

男女の社会的・経済的・文化的平等を目指す男女共同参画社会基本法が制定されてから10年余が経過しました。DV法の制定や育児休業制度など、多くの進展が見られます。しかし、固定的性役割分担意識が未だ根強く残っているなど、期待される社会の実現には不十分な点が少なくありません。

男女共同参画社会基本法施行後10年間の問題点

- 固定的性役割分担意識が根強く残っています
- 「男女共同参画は働く女性の支援」との印象が強く、男性や専業主婦などに共感が得られなかった
- 基本法を充実するための制度や枠組みの整備が不十分であった
- 男女のライフスタイルの変化に応じた「幸せのセーフティネット」という配慮が不十分であり、制度や枠組みの充実が不十分であった

また、多くの社会的・経済的変化がありました。それは、男女の暮らし方や考え方に大きな影響を及ぼすものでした。少子化・高齢社会化の進展は私たちに「若い」への対処を突きつけています。経済環境の悪化は、私たちの暮らしの基盤を揺るがすものでした。不正規労働者の増加や貧困・格差の拡大は私たちの働き方を問いかけるものでした。男女のライフスタイルを決める条件が大きく変化してきました。

第2次男女共同参画社会基本計画策定後の社会変化

- 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来
 - 労働力人口が減少し続けています
 - 単身世帯・一人親世帯が増加し続けています
 - 地域社会の人間関係（近所付き合い）が薄くなってきています
- 経済の低迷と閉塞感の広がり
 - 経済の低成長が継続し、消費が低迷し続けています
 - 産業の空洞化が進行し、地域経済が低迷しています
- 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大
 - 失業者や不安定雇用者が増加しています
 - 正社員や結婚など、ライフスタイルの前提が崩れ始めています
 - 「無縁社会」が全世代に渡って叫ばれ始めています

- グローバル化と国際的な人の交流の拡大
 - 定住外国人が増加しています
 - 企業の国際展開が進行しています

さらに、2011年3月11日東日本大震災が、私たちの社会を根底から揺さぶりました。テレビの画像には、私たちが追い求めてきた幸せの基準（お金やもの）が津波の中で瓦礫に変化していく姿が映し出されました。私たちの暮らし方を問う映像でした。それと同時に、私たちは人間同士のつながり（絆）の重要性を再確認したように思えます。年齢を超えたつながり、地域を越えたつながり、行政と町民のつながり、そして、男と女のつながりなどを再確認したように思えます。

特に、この10年間は、日本にとっても大きな変化を伴う年月でした。その中で、政治・経済を始め、多様な場面で女性の活躍が見られました。数多くの女性知事や女性市町村長が誕生し、国会議員としての活躍も進展しました（衆議院議員総数に占める女性議員の割合は2003年では7.1%ですが、2009年では11.3%に増加しています）。男性中心の社会原理が徐々に変わり始め、女性の社会参画の必要性が高まっていることを示唆しています。

また、男性や子どもにとっての男女共同参画の社会的意義も強く意識され始めています。そして、多様な施策が日常生活を支えている地域社会の中で生かされるべきであると考えられ始めています。

2. 本計画の考え方

本計画は、阿見町民の幸せな暮らしを実現するためのシナリオです。そのための基本的考え方は次の5項目です。

- 1) 基本的人権として多様な生き方・暮らし方を尊重できる社会づくり
 - 多様な生き方が尊重され、家庭・地域・職場や学校などあらゆる場面で男女が活躍できる環境を形成します
 - 「人は独りでは生きられない」という視点に立ち、多様な生き方を尊重し、支えあう人間関係（絆）を形成します
 - 暴力による人権の侵害を予防・解決するために積極的に制度充実を図ります
- 2) 男女共同参画社会の早急な実現を図るため、積極的な意識改革・制度改革の推進

- 固定的性役割分担を前提とした制度や慣行の見直しを積極的に行います
 - 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「子育て、子育て支援策」の充実を支援します
- 3) すべての人が安全で安心して暮らせる社会にするために、男女共同参画視点を重視した雇用・セーフティネットの推進
- 男女の生涯に渡る雇用の課題や高齢社会に伴う福祉課題の解決を図ります
- 4) 市民協働の視点に立って、男女共同参画社会の実現を地域社会から推進
- 地域の課題解決のための実践活動を通じた男女共同参画の推進を図ります
 - 行政と町民・事業者の協働によって男女共同参画の推進を図ります
- 5) 新たな課題に積極的に対応
- 男性にとっての男女共同参画施策の積極的展開を図ります
 - 子どもにとっての男女共同参画施策の展開を図ります
 - 女性の活躍による社会の活性化を視野に入れた施策展開を図ります
 - 生活困難を抱える町民への対応を図ります

3. 本計画の性格

- 1) 平成 21 年度に実施した「阿見町男女共同参画意識調査」の結果や、阿見町男女共同参画社会推進会議、阿見町男女共同参画社会推進検討部会の提言、町民団体等の意見を十分に踏まえて策定したものです。
- 2) 「男女共同参画社会：町民のしあわせづくり」を実現するための方向性と具体的施策の内容を示すものです。
- 3) 国の「男女共同参画基本計画」及び県の「男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「阿見町第 5 次総合計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。
- 4) 阿見町男女共同参画社会基本条例第 8 条にもとづく計画です。
- 5) 町が目指す方向や施策、事業を明らかにすることによって、町民の理解と協力を得て、さらなる町民参画を期待するものです。
- 6) この計画を着実に推進するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、町民、事業者を加え男女同じ構成で、阿見町男女共同参画社会推進委員会を設置して、計画の推進状況の評価を行います。

4. 計画の期間

この計画の期間を平成 24（2013）年度から平成 28 年（2017）年度までの 5 年とし，社会情勢の変化による取り組むべき課題に対応するため随時計画の見直しを図り施策を推進します。

	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
町計画	第5次総合計画後期基本計画		第6次総合計画		
	第2次男女共同参画プラン 平成24年度～平成28年度				
国計画	第3次男女共同参画基本計画 平成23年～平成27年				第4次計画
県計画	第2次男女共同参画基本計画 平成23年度～平成27年度 (いきいき いばらきハーモニープラン)				第3次計画

5. 本計画策定の視点

本計画の策定に関わる視点は次の 5 点です。

- 1) 男女共同参画は「幸せな暮らし」を実現する人権保障の課題です
 - ①男女の人権と保障のあり方を問うこと
 - ②男女の人権を支えあう「暮らし方」を創ること
 - ③そのために行う，積極的施策を明示すること
- 2) 阿見町の「町民＝行政」の協働性を活かします
 - ①町民意識調査を設計・実行・分析を協働で行う
 - ②町民間き取り調査を協働で行う
 - ③第 1 次計画の到達度評価を協働で行う
- 3) 具体的で，実効性のある施策を明示します
 - ①成果目標値の検討を明示し，実行度を確認する
 - ②町民と町・事業者の役割分担と課題を明示する

- 4) 系統的で、見直し可能な体裁とします
- ①毎年度のローリングを可能とする体裁にする
 - ②町民が理解しやすい表記法を採用する
- 5) 市民による進行管理とします
- ①市民参画による進行管理を実現する



第2章 町民の「暮らし方」意識

1. 町民意識調査結果（概要）

計画策定に関して、2009年に男女共同参画町民意識調査を実施しました。

①調査方法

期 日 9月1日～9月30日

配布枚数 2,000部 有効回答部数1,062部（53.1%）

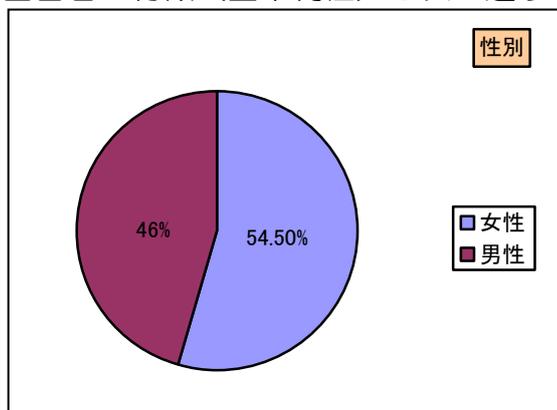
②調査内容

質問数 基本属性設問7問 質問36問（付属資料参照）

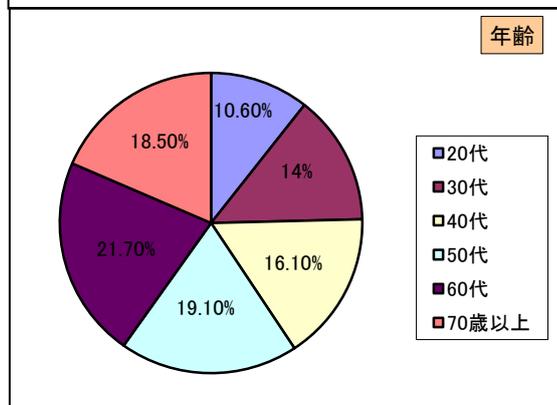
項目	内容
基本属性	性別，年齢，未・既婚，共働きの有無，家族構成
家族生活	望ましい家庭における役割分担意識，家庭生活への関わり方，結婚観，夫婦別姓についての意識，男女がともに家庭生活に積極的な参加をするために必要なこと
子育て	子育て観，学校において男女平等に必要なこと
高齢化	老後への不安の有無，不安の内容，介護について，介護の主体が女性であることについて，負担軽減の為に必要なこと
労働環境	就業，女性の仕事，仕事の障害，パート・臨時・派遣社員・正社員の選択，パートなどを選ぶ理由，就業経験の有無，非就業理由，今後の就労意向，女性の望ましい生き方，再就職に対する援助や対策
セクシュアル・ハラスメント，ドメスティック・バイオレンス	周知状況，セクシュアル・ハラスメントの経験の有無，ドメスティック・バイオレンスの経験の有無，ドメスティック・バイオレンスの相談の有無，相談先，相談しなかった理由，セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスへの対策
健康	妊娠・出産に関する男女の決定権，性や妊娠・出産に関して，女性が決めるために必要なこと
男女平等	性別役割分担への賛否，分野別男女平等評価，法律や制度の周知状況，女性の参画が少ない理由，議員や評議会委員の女性比率についての意識，ポジティブ・アクションへの賛否
情報	メディアの表現についての意識，インターネットの利用方法の周知状況，インターネットの利用状況
施策への要望	施策への要望，町の男女平等推進についての意見・要望（自由記入）

③回答した阿見町民の特徴

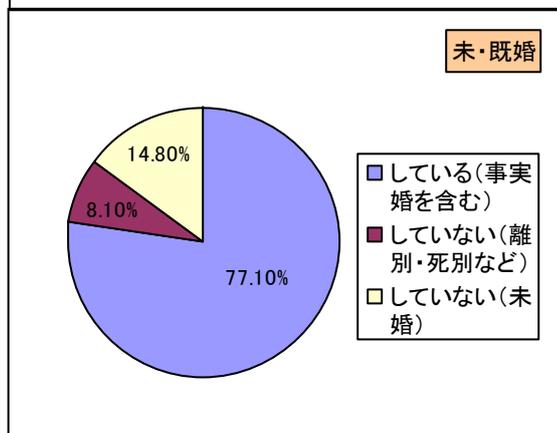
回答者の特徴（基本属性）は次の通りです。



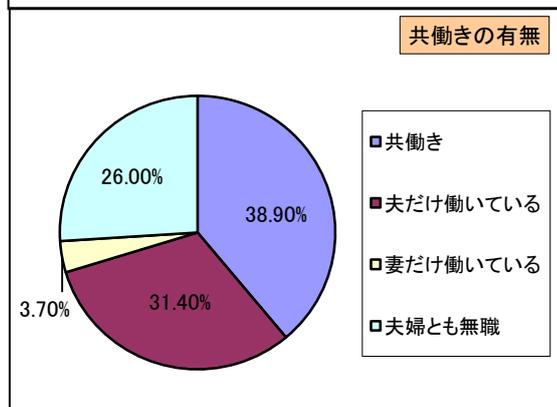
「性別」は、男性より女性の方が高い割合となっています。



「年齢別」では、60歳代が21.7%と最も高い割合です。次いで、50歳代（19.1%）、70歳以上（18.5%）となっています。」

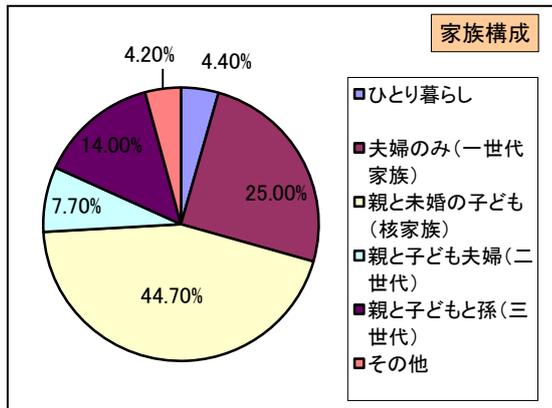


「未・既婚別」では、77.1%の回答者が既婚との回答です。



「共働きの有無」では、共働きが38.9%、夫だけ働いているは、31.4%という割合です。

なお、夫婦とも無職も26.0%になっています。



「家族構成」では、親と未婚の子ども（核家族）44.7%と最も高い割合です。
夫婦のみ（一世代家族）25.0%と4人に一人の割合です。

「町民の意識や実態は、第5章の各種施策の基本となっています。したがって、属性以外の設問に関する調査結果は、関連する各施策の説明の前に記入しています。」

2. 団体意向調査結果（概要）

本計画の検討素材として、「男女の暮らし方」について、団体別聞き取り調査と阿見町関連部局事業進捗調査の2つを実施しました。

① 団体聞き取り調査

家庭

3世代同居で嫁が介護全般をする。（下の世話等も含む）

- ・ 3世代同居で祖母の手前、夫に家事等を頼めない。
- ・ 2世代では、夫婦で料理や掃除等を一緒にすることが少しずつ増えた。
- ・ 夫は家事が得意で進んです。妻は自分の趣味に専念できる。
- ・ 夫婦で家事を分担し、子どもと過ごせる時間が多く取れるようになった。

課題として

- ・ 老人の意識改革には時間がかかるので、子ども（孫）たちからの推進が効果的
- ・ 新しい甲斐性が必要（今は一緒にいると楽しい人が望まれてる）

職 場

- ・ 自営業の妻は、家事・事務・営業・地域の付き合い等多種で自由な時間を持つことが難しい。
- ・ 自営業は退職が無く休暇も無く身体が動かなくなるまで働くしかない。
- ・ 60歳過ぎている夫は、妻に頼る事が多く、妻が居ないと家の事は何も出来ない。
- ・ 酪農家は、朝と夕方が忙しく日中は自由時間があり、趣味等でリフレッシュできる。
- ・ 共働きはお互いに家事をうまく分担して、育児・趣味等に当てることができる。

課題として

- ・ 自営業者の妻に、もう少し趣味等でリフレッシュできる時間が必要

学 校

- ・ 学校では、人権教育を行っている。(人権標語・人権作文)
- ・ 家庭科も男女一緒に授業を行っている。
- ・ 保健科では、生命の尊重についての授業を行っている。
- ・ スクールカウンセラーを中学校に2名(県の事業)配置
- ・ スクールライフサポーターを本郷小学校1人配置(県の事業)

課題として

- ・ 放課後の児童クラブの充実
- ・ 親の教育(家庭教育学級:子どもは小さいうちからの教育が大事)

地 域

- ・ 女性の区長が居ない
- ・ 区長の選出が難しい(多種多様な人と複雑な人間関係,多くの町行事や配布物等でのストレス)
- ・ 地域住民の多種難題の要望に対する対応で精神的に疲れる

課題として

- ・ 地域コミュニティの充実
- ・ 女性センターの設置
- ・ 地域のリーダーの育成
- ・ 地域の絆づくり

② 阿見町男女共同参画プラン実施計画状況報告に関するヒアリング

阿見町関連部局との検討により、男女共同参画施策について実施状況調査を行いました。

- 第1次プランの事業実績について、事業の進捗状況とその理由を確認しました。

各課ヒアリング 平成23年8月23日～25日

- 関連105項目の施策の内容を再吟味し、整理統合を実施しました。
- 「協働」の視点に立ち、担当各課の連携を強め、施策実行を複数の部局で行うよう検討を深めました。

団体ヒアリング 平成23年11月16・24日

各課ヒアリング 平成23年12月12・19・21日



第3章 計画の意義と背景

1. 本計画の背景

第1次計画策定から今日までの変化は次のとおりです。

①国際動向

国際的には、男女差別の撤廃が中心とした活動が展開され、数多くの差別・暴力撤廃宣言が成立しています。

1990年	国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略勧告」採択
1993年	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等地位と女性の人権について採択 国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択
1995年	社会開発サミット開催（コペンハーゲン） 第4回国連世界女性会議開催「北京宣言」の採択
1997年	「第16回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催 第41回婦人の地位委員会」をニューヨークにおいて開催
1998年	「女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催 フィリピンにおいてAPEC女性問題担当大臣会合開催
1999年	「第20回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催
2000年	国連特別総会、女性2000年会議
2005年	第49回国連婦人の地位委員会開催

②国内動向

わが国では日本国憲法において、個人の尊重、法の下での平等が謳われています。この間の動向も、憲法の理念を具体的に展開する流れを示しています。

1997年	「男女共同参画社会基本法」の公布、施行
2000年	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行
2001年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
2005年	「男女共同参画基本計画」（第2次）策定 「育児・介護休業法」の改正

2007年	「男女雇用機会均等法」の改正 「DV防止法」の改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」
2009年	「育児・介護休業法」の改正
2010年	「男女共同参画基本計画」（第3次）策定

③茨城県の動向

茨城県では推進条例の制定から、男女共同参画基本計画（第2次）の策定へと展開しています。

2001年	茨城県男女共同参画推進条例の制定
2002年	茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）策定
2006年	茨城県男女共同参画実施計画の策定
2009年	茨城県男女共同参画社会県民意識調査の実施
2011年	茨城県男女共同参画基本計画（第2次）の策定

④阿見町の歩み

阿見町においても大きな変化が生み出されています。

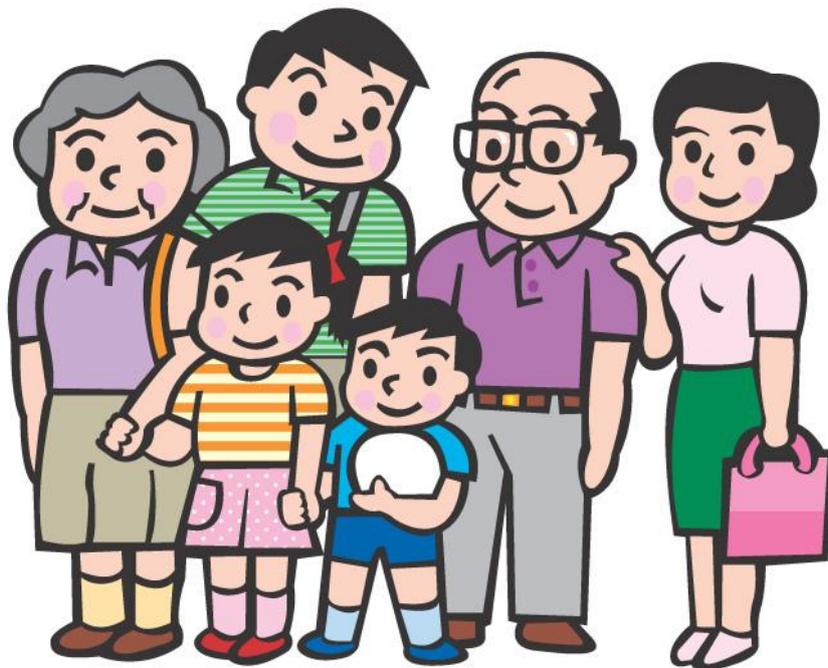
2002年4月	男女共同参画を推進することを目的として、町長公室企画課に女性行政係を設置
6月	第1回女性議会開催
9月	阿見町男女共同参画社会推進会議設立
2003年7月	東京家政大学名誉教授、樋口恵子氏による男女共同参画に関する講演会
9月	男女共同参画推進プラン策定の第1回策定委員会開催
10月	阿見町男女共同参画意識調査を実施
2004年1月	第2回女性議会
4月	阿見町男女共同参画推進会議から、「男女共同参画推進社会策定への提言」 庁内に、男女共同参画推進計画策定ワーキングチームの設置
2005年1月	町民対象にアンケート調査、検討部会による調査分析実施
2010年3月	阿見町男女共同参画社会基本条例を策定・施行

2. 第1次計画の達成度と課題

①阿見町男女共同参画基本計画（第1次）の施策達成度

105項目に及ぶ施策課題は、「実施計画搭載事業実施状況報告書」に整理され、実施状況が報告・検討されています。多くの施策が順調に実施されていますが、重複事業や中止事業もあり整理・統合が必要となっています。

本計画では、各課の連携、施策の総合化を図り、105項目の施策を84項目に整理しています。



第4章 計画の基本理念と施策の体系

1. 目指すべき社会と基本理念

本計画が目指すべき社会は次の4つの特色をもっています。

目指すべき社会1

男女の人権が尊重され、個人の尊厳ある生活が保障される社会

目指すべき社会2

男女が個性と能力を十分に発揮でき、ともに活かしあえる社会

目指すべき社会3

固定的性役割意識がない男女平等の社会

目指すべき社会4

市民と行政が協働し、男女の幸せを実現できる社会

そして、本計画の基本理念は次の通りです。

男女が個性と能力を活かしあい、

ともに「幸せの町 阿見」をつくる

2. 施策の体系

1) 7つの基本目標と施策の方向

本計画は次の7つの基本目標によって体系化（整理）されています

基本目標1 幸せな家庭をつくる（家庭における男女共同参画）

施策の方向1 家庭生活が支える豊かな人生（相互承認）

施策の方向2 家庭を人らしく暮らす場に（人権）

基本目標2 個性あふれる学校を育む（学校における男女共同参画）

施策の方向1 男女共同参画教育・学習を行う（教育内容）

施策の方向2 学校運営に男女共同の考え方を取り入れる

施策の方向3 性別にとらわれない教育指導を確立する

基本目標3 きらきら輝く地域に生きる（地域における男女共同参画）

- 施策の方向1 男も女も支える地域活動を
- 施策の方向2 地域福祉は男女共同参画から
- 施策の方向3 「縁の健康」が支える地域健康づくり

基本目標4 働き甲斐のある職場を支える（職場における男女共同参画）

- 施策の方向1 「ワーク＝ライフ」バランスを進める
- 施策の方向2 就職・再就職をバックアップする
- 施策の方向3 法制度（均等法・労基法・育休法）の活用を支える
- 施策の方向4 セクハラ・パワハラ防止を進める
- 施策の方向5 自営業における男女共同参画を進める

基本目標5 参画意識いっぱいの町を彩る
（町民一人ひとりの男女共同参画意識を形成する）

- 施策の方向1 まちづくり型生涯学習・活動と連携する
- 施策の方向2 男女共同参画情報を提供する
- 施策の方向3 男女参画センター（仮）等を設置する
- 施策の方向4 相談体制を整備・充実する
- 施策の方向5 男女共同参画都市宣言をあげる
- 施策の方向6 町民の意識・実態調査を定期的を実施する
- 施策の方向7 女性の社会参画，社会的役職の分担をすすめる

基本目標6 国際交流による男女共同参画をすすめる

- 施策の方向1 国際交流による男女共同参画支援をはかる
- 施策の方向2 町内在住外国人への支援をはかる

基本目標7 協働型進行管理を実現する

- 施策の方向1 協働型進行管理（実行）委員会の設置
- 施策の方向2 基本目標別専門部会の設置

基本理念

基本目標

施策の方向

男女が個性と能力を活かしあい、ともに「幸せの町 阿見」をつくる

1. 幸せな家庭をつくる
(家庭における男女共同参画)

- 1 家庭生活を支える豊かな人生(相互承認)
- 2 家庭を人らしく暮らす場に(人権)

2. 個性あふれる学校を育む
(学校における男女共同参画)

- 1 男女共同参画教育・学習を行なう(教育内容)
- 2 学校運営に男女共同の考え方を取り入れる
- 3 性別にとらわれない教育指導を確立する

3. きらきら輝く地域に生きる
(地域における男女共同参画)

- 1 男も女も支える地域活動
- 2 地域福祉は男女共同参画から
- 3 「緑の健康」が支える地域健康づくり

4. 働き甲斐のある職場を支える
(職場における男女共同参画)

- 1 「ワーク＝ライフ」バランスを進める
- 2 就職・再就職をバックアップする
- 3 法制度(均等法・労基法・育休法)の活用を支える
- 4 セクハラ・パワハラ防止を進める
- 5 自営業における男女共同参画を進める

5. 参画意識いっぱいの町を彩る
(町民一人ひとりの男女共同参画意識を形成する)

- 1 まちづくり型生涯学習・活動と連携する
- 2 男女共同参画情報を提供する
- 3 男女参画センター(仮)等を設置する
- 4 相談体制を整備・充実する
- 5 男女共同参画都市宣言をあげる
- 6 町民の意識・実態調査を定期的実施する
- 7 女性の社会参画、社会的役職の分担をすすめる

6. 国際交流による男女共同参画をすすめる

- 1 国際交流による男女共同参画支援をはかる
- 2 町内在住外国人への支援をはかる

7. 協働型進行管理を実現する

- 1 協働型進行管理(実行)委員会の設置
- 2 基本目標別専門部会の設置

2) 7つの基本目標と協働手法

7つの基本目標を実行する施策は、町民（団体）・行政・事業者などの協働事業としての性格を持っています。したがって、施策には実施主体のほかに、協働の担い手（町民、事業者、関連各課）も記載されています。

3) 17の課題と到達度目標

84項目に整理した施策から、重点課題として以下の17項目を指定し、到達度目標を設定することにします。他の施策を実行する上でも、特に重要な課題として整理されたものです。（尚、目標は5年間の重点課題で到達度を毎年検証する）

到達度目標	具 体 的 内 容	施策番号
1	男女共同参画社会講演会への参加人数：年間延べ 1,000 人	1
2	男性向け家事・育児等講座の開催数：年間 10 講座	6
3	DV 相談員の育成 5 人	16
4	子どもの人権に関する啓発：人権研修会 年 2 回	19
5	男女共同参画に関する家庭教育事業の充実 家庭教育学級内容へ男女共同参画学習を取り入れる（毎年 1 講座）	24
6	男女共同参画に関する教職員の研修：研修（年 1 回）	25
7	防災活動への男女共同参画の推進 女性消防団員数 10 人	29
8	地域福祉計画の推進	37
9	町役場職員の配属や昇給・昇格を性によって区別しない	49
10	男女平等の職場づくりと働きやすい職場環境の整備	50
11	放課後児童クラブの充実：クラブ登録児童数 650 人	54
12	企業で働く男性管理職の意識啓発 ジェンダー意識に関する研修回数 年 1 回	57
13	アグリウェルカムプランの推進 家族経営協定締結家庭数 20 件	65

到達度 目標	具 体 的 内 容	施策 番号
14	男女共同参画プランの推進 活動拠点の設置	71
15	男女共同参画社会に関する情報の収集・整理・提供 情報提供の場とスタッフの整備	74
16	男女共同参画都市宣言をあげる 平成 25 年度	77
17	協働型進行管理委員会の設置 委員会の開催回数 年 2 回	83



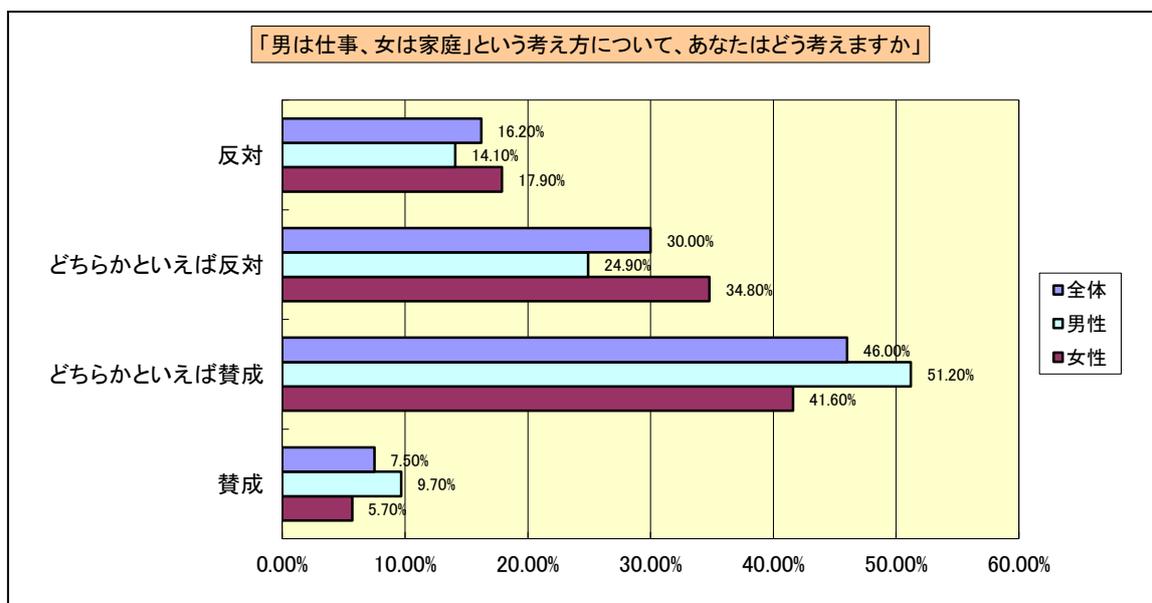
第5章 男女共同参画施策

基本目標1 幸せな家庭をつくる（家庭における男女共同参画）

阿見町では、男女平等の基本を家庭生活におきます。子どもからお年寄りまで、すべての阿見町民が幸せな生活を送られるよう、家庭生活の充実を支援します。特に、男性に対する家庭生活支援の充実をはかります。

施策の方向1 家庭生活が支える豊かな人生（相互承認）

男も女も、子どももお年よりも、お互いに支え合って豊かな家庭生活を営むことができるよう支援します。



(□：主課 □無し：従課 ●：協力団体)

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
1	男女の人権・平等意識を形成する講座等の開催	<p>子ども・障害者・高齢者を含めた幅広い世代間の人権問題に取り組みながら男女の人権平等意識の形成に向けた取り組みを推進します。</p> <p>■男女共同参画社会推進のための講演会及び講座の開催</p> <p>■中央公民館の講座の開催</p>	長期	<p>町民活動推進課</p> <p>中央公民館</p> <p>●ステップアップAMI</p> <p>●各種団体</p>

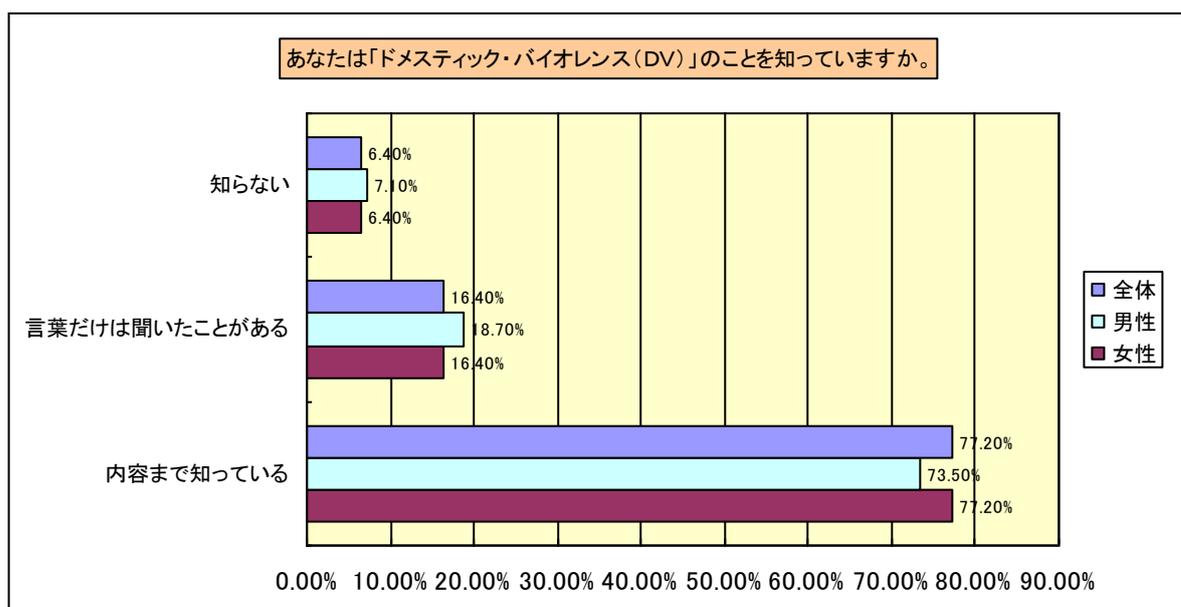
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
2	男女平等に関する法律や制度の普及	男女共同参画社会基本法，女性差別撤廃条約，男女雇用機会均等法等，男女平等に関する法律や制度の普及を図ります。また，そのために各種教材の有効な活用を図ります。	長期	町民活動推進課
3	男女共同参画への関心を高める講演会等の開催	男女共同参画への関心を高める講演会を開催し，参画意識の高揚を図ります。	長期	町民活動推進課
4	子育てにあたる大人への学習機会の提供	子育てにあたる大人への学習機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ パパママクラスの開催 ■ 離乳食教室の開催 ■ 家庭教育座談会の開催 	長期	児童福祉課 健康づくり課 指導室
5	家庭における男女の性別役割分担意識の是正	家庭における性別役割分担意識を見直すため，各種講演会，講座の開催等，啓発活動を推進します。また，男女平等や性別に捉われない男女の育て方等について，父親・母親ともに学習する機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画資料及び啓発ビデオ等視聴覚資料の貸出 ■ 啓発用パンフレットの作成 ■ 各種講演会・講座の開催 ■ 家庭教育座談会の開催 	長期	町民活動推進課 中央公民館 指導室
6	男性への啓発事業の推進	男性に向けた家事・育児等に関する啓発活動を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 育児・料理等の講座，自立支援に向けた講演会の開催 ■ 啓発用パンフレットの作成 ■ パパママクラスの開催 ■ 育児学級の開催 	長期	町民活動推進課 健康づくり課 中央公民館

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
7	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	<p>保育所（園），児童館等における子育てに関する情報提供・相談機能を充実します。</p> <p>■ 各保育所等の機能の充実</p>	長期	<p>児童福祉課</p> <p>保育所</p> <p>児童館</p>
8	地域子育て支援センターの充実	<p>子育て家庭に対する相談，サークル等の育成・支援，保育サービスの情報提供を行う拠点として，地域子育て支援センターの充実を図るとともに，地域の子育てネットワークづくりの推進を図ります。</p>	長期	<p>児童福祉課</p> <p>子育て支援センター</p>
9	ファミリーサポートセンター事業	<p>地域の育児に関する相互援助活動により，安心して子どもを育てる環境づくりと，女性の社会参加を支援するため「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有料の福祉サービスの充実を図ります。</p>	長期	<p>児童福祉課</p> <p>● 社会福祉協議会</p>
10	公的年金制度の周知と加入促進	<p>すべての人を対象として，老齢・障害・死亡に関して必要な給付が行われ健全な生活が維持できるように，公的年金制度に対する啓発を図ります。</p> <p>■ 制度に関する知識の普及</p>	長期	<p>国保年金課</p>
11	ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭の生活の安定と自立支援のため，ひとり親家庭医療福祉費助成制度及び母子寡婦福祉団体の育成等，援護体制の充実に努めます。</p>	長期	<p>児童福祉課</p> <p>社会福祉課</p> <p>国保年金課</p> <p>● 社会福祉協議会</p> <p>● 民生委員・児童委員</p>
12	男性に対する家庭問題等の相談体制の確立	<p>家庭問題等に対する，男性向け相談窓口を充実し，家庭における男女の問題の解決を支援します。</p>	短期	<p>町民活動推進課</p>

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
13	男女共同参画夫婦講座の実施	家庭における男女共同参画を推進するために、夫婦を中心とした家庭講座を開設・実施します。	短期	町民活動推進課 中央公民館 ●ステップアップAMI
14	団塊世代向け「家庭講座、新男の甲斐性」の実施	団塊世代に向けた、家庭・地域社会での暮らし方講座を実施します。	短期	町民活動推進課 中央公民館 ●ステップアップAMI
15	「食育」「食生活」講座の実施	家庭における食生活の重要性を普及するため、「食育」「食生活」講座及び普及活動を実施します。	短期	中央公民館 健康づくり課 ●食生活改善推進協議会

施策の方向2 家庭を人らしく暮らす場に（人権）

家庭生活での暴力をなくし、阿見町民一人ひとりの「家庭内における人権保障」を推進します。



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
16	ドメスティック・バイオレンスの周知・相談および被害者の支援	<p>ドメスティック・バイオレンスは犯罪であるという認識を深めるため、広報誌やパンフレットの配布を通じて、啓発活動を行うとともに、町内におけるドメスティック・バイオレンスの実態調査の実施も検討します。また、関係機関のネットワーク化を図るとともに、相談しやすい窓口の設置を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■パンフレットの配布 ■広報誌による啓発 ■相談窓口の設置 ■相談員の育成・研修会 	長期	<u>町民活動推進課</u> 健康づくり課 児童福祉課 社会福祉課 障害福祉課
17	ストーカー防止の啓発	<p>ストーカー行為による被害は、女性の人権侵害に深くかかわることであり、防止に向けて啓発を図ります。</p>	長期	<u>町民活動推進課</u>
18	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動の推進	<p>セクシュアル・ハラスメントについて広報活動や講座をとおして町民の理解を図ります。特に事業所に対して防止や啓発の働きかけを強化していきます。</p>	長期	<u>町民活動推進課</u> 商工観光課
19	子どもの人権についての啓発	<p>子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が促進されなければならないという、子どもの人権についての啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の職員への周知徹底 	長期	<u>指導室</u> 児童福祉課 ●民生委員・児童委員 ●PTA

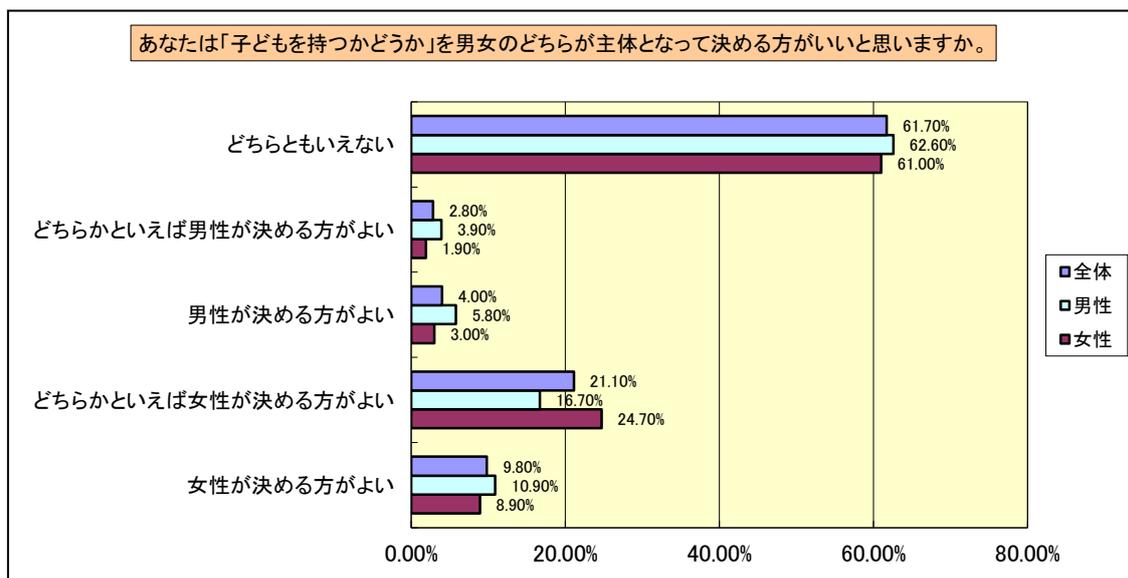
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
20	子どもの虐待の早期発見・指導，相談・支援の充実	<p>虐待の早期発見・指導を行い，より良い育児環境づくりを目指します。また，関係機関のネットワーク化を推進します。</p> <p>■乳幼児健康診査・集団予防接種等実施時におけるスクリーニングの強化</p> <p>■虐待の疑われる保護者への指導</p> <p>■虐待事例についての情報交換等，関係機関との連携</p> <p>■教職員による児童虐待の早期発見</p> <p>■被害実態の把握や家庭内暴力に関する調査研究の実施</p>	長期	<p>児童福祉課</p> <p>指導室</p> <p>健康づくり課</p> <p>町民活動推進課</p> <p>●民生委員・児童委員</p> <p>●PTA</p>

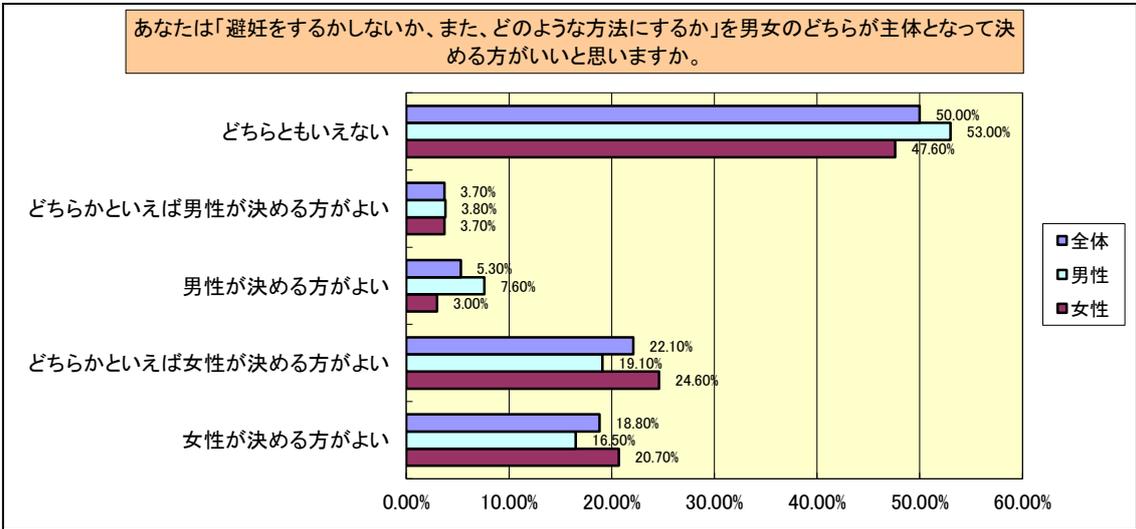
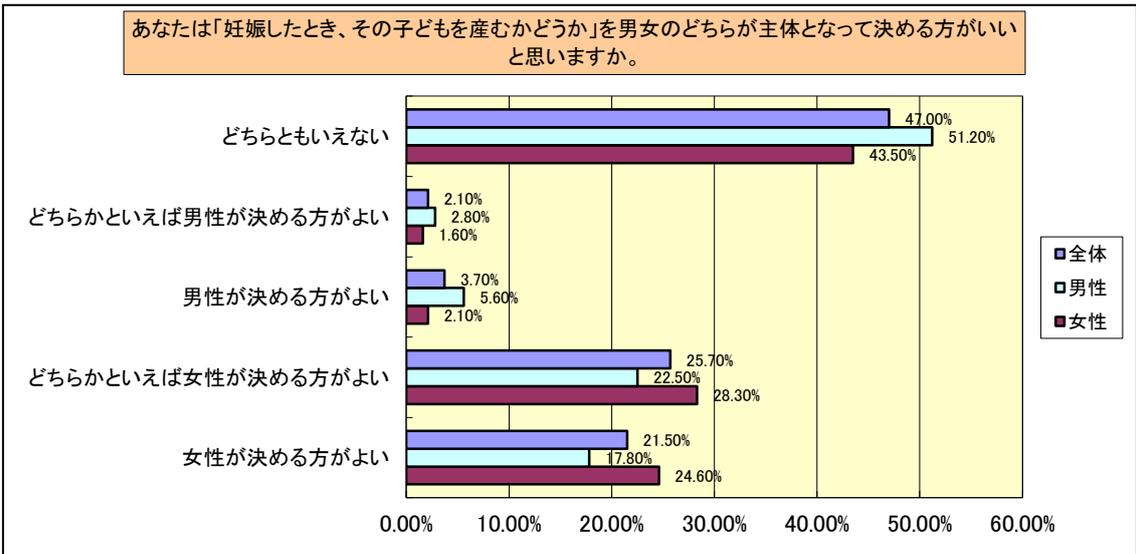
基本目標2 個性あふれる学校を育む（学校における男女共同参画）

子どもの時から、「男らしさ，女らしさ」を超えた「その子らしさ」を育成することが大切です。したがって，男女共同参画意識を形成できるよう，学校教育への支援を充実します。

施策の方向1 男女共同参画教育・学習を行なう（教育内容）

学校教育の中に，男女共同参画学習を積極的に展開するよう推進します。





番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
21	男女平等教育指導資料の活用（教科・道徳・特別活動・人権教育等において）	<p>男女共同参画社会の実現を目指し、一人ひとりを大切にした教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県の指導資料等を有効活用した授業等の実施 ■人権教育の年間指導計画及び推進計画の作成 ■学校だより・PTA運営等の広報誌による啓発 	長期	<p>指導室 町民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●PTA ●ステップアップAMI

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
19 再	子どもの人権についての啓発	子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が促進されなければならないという、子どもの人権についての啓発を推進します。 ■「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の職員への周知徹底	長期	指導室 児童福祉課 ●民生委員・児童委員 ●PTA
22	性教育の推進	小中学校における人権尊重、男女平等意識の高揚を図り、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発と心豊かな人格形成を目指す教育を推進します。 ■学校教育活動全体を通して、小中一貫した生命と性の尊さについての教育の充実	長期	指導室
23	家庭科における家庭生活・保育学習	中学校家庭科の「家庭生活」や「保育」等の実践的・体験的学習を通して、母性・父性に対する自覚を高めるとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、男女ともに母性保護に関する理解と認識を育てるよう努めます。	長期	指導室 児童福祉課
24	男女共同参画に関する家庭教育事業の充実	家庭教育学級に、男女共同参画に関する学習を積極的に展開します。それとともに子ども達が能動的に男女共同参画意識を形成できるよう、ワークショップ手法を取り入れた学習を実施します。	短期	指導室 町民活動推進課 ●PTA ●ステップアップAMI

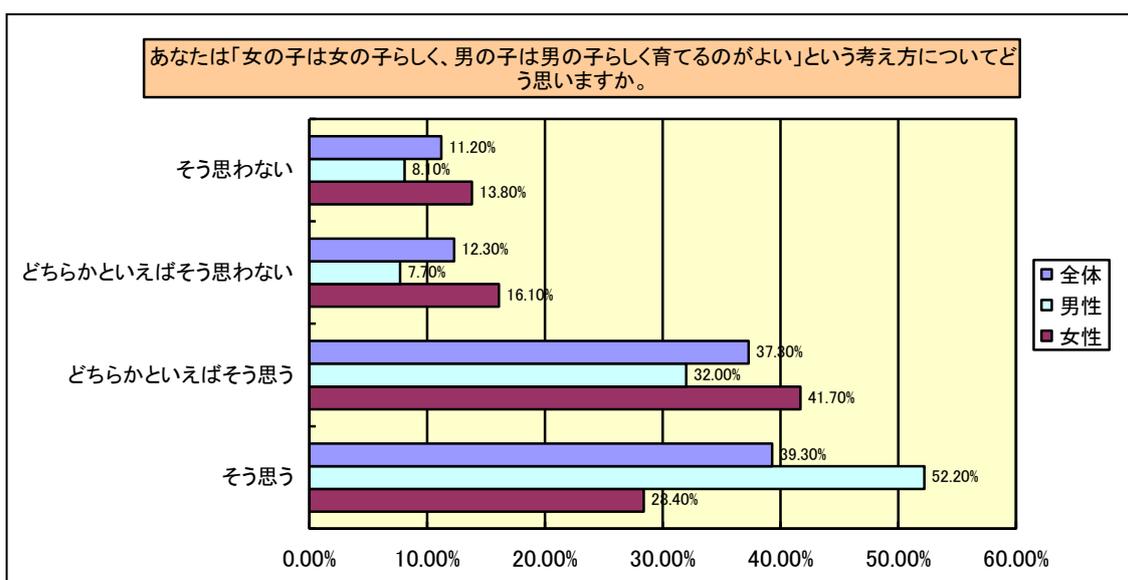
施策の方向2 学校運営に男女共同の考え方を取り入れる

学校教職員や学校運営に男女共同参画の考え方を積極的に取り入れるよう推進します。

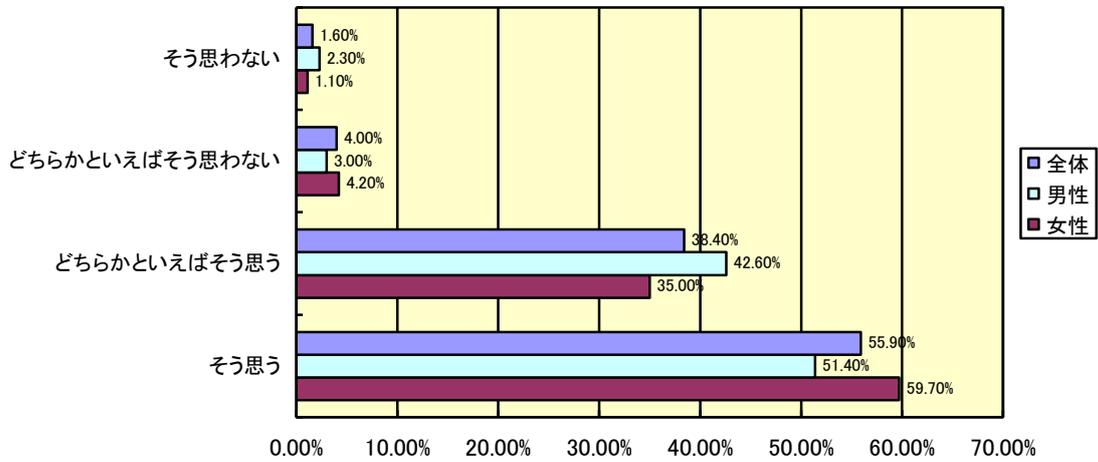
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
25	教職員の研修機会の充実	<p>教師自身が男女共同参画社会の実現について理解を深めるとともに、教師自らの生き方について見直す研修機会を充実します。</p> <p>■国、県の研修会への積極的参加の促進</p> <p>■校内研修会の実施</p>	長期	指導室

施策の方向3 性別にとらわれない教育指導を確立する

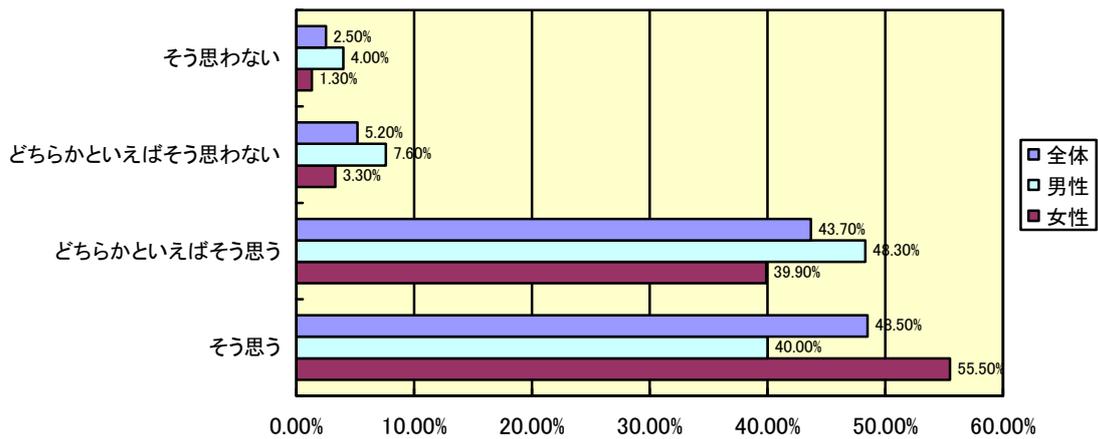
「男だから」「女だから」という枠を超えて、一人ひとりの個性に合わせた教育指導を充実します。



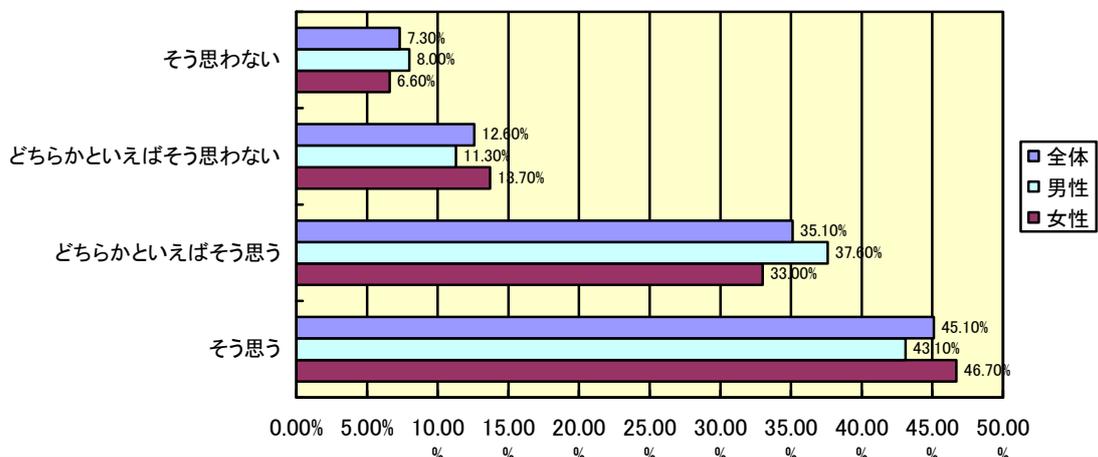
あなたは「女の子にも、経済的自立ができるように育てるのがよい」という考え方についてどう思いますか。

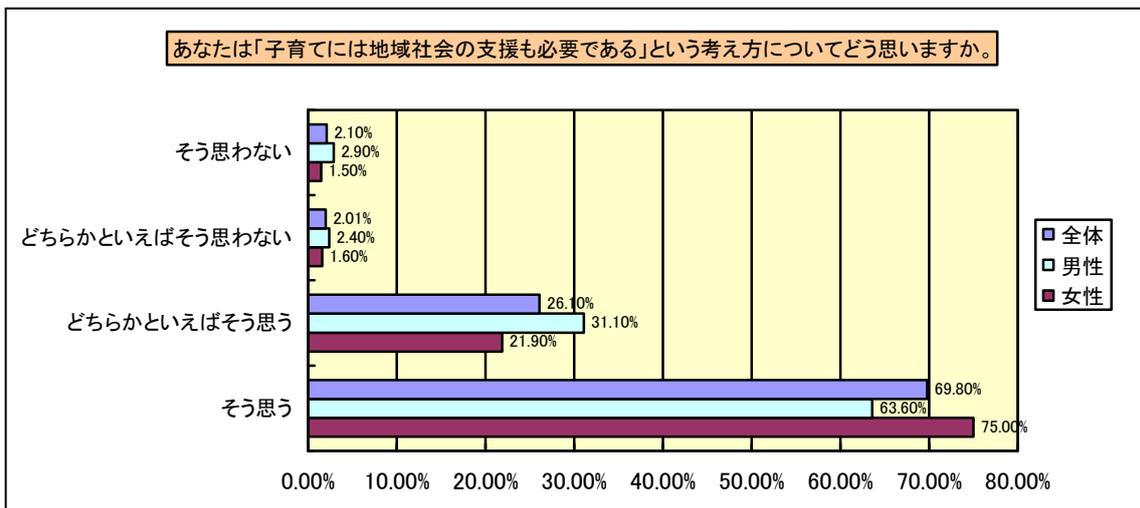
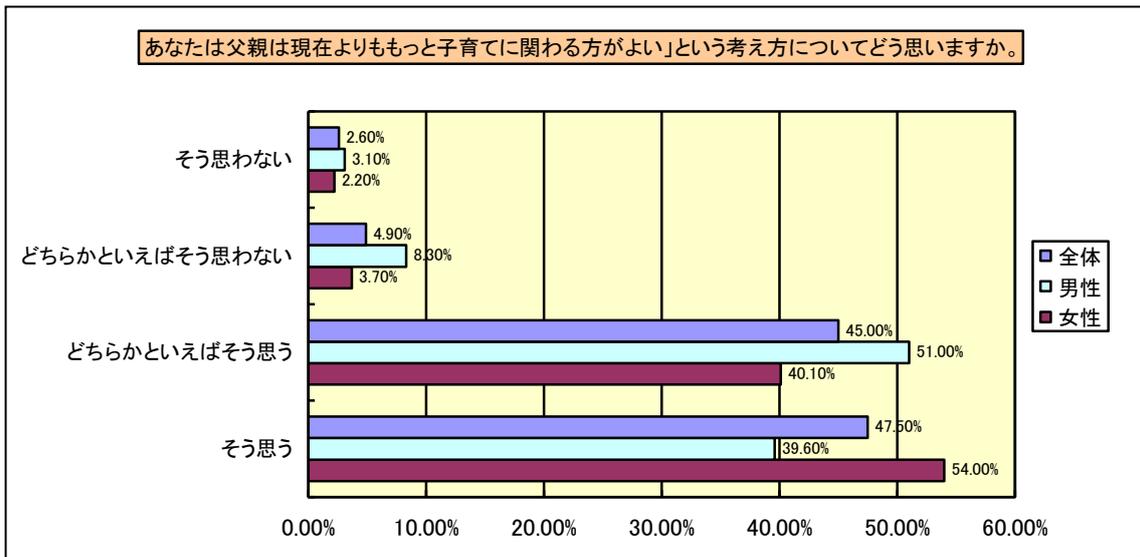


あなたは「男の子にも、家事ができるように育てるのがよい」という考え方についてどう思いますか。



あなたは「男の子も女の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい」という考え方についてどう思いますか。





番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
21 再	男女平等教育指導資料の活用（教科・道徳・特別活動・人権教育等において）	<p>男女共同参画社会の実現を目指し、一人ひとりを大切にした教育を推進します。</p> <p>■県の指導資料等を有効活用した授業等の実施</p> <p>■人権教育の年間指導計画及び推進計画の作成</p> <p>■学校だより・PTA運営等の広報誌による啓発</p>	長期	<p>指導室</p> <p>町民活動推進課</p> <p>●PTA</p> <p>●ステップアップAMI</p>

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
26	個性を生かす進路指導（男女共同参画型キャリア教育の推進）	性別にこだわることなく、自分の未来（進路や職業選択）を考える力となる進路指導を推進します。 ■進路啓発事業の実施 ■社会体験チャレンジ事業の実施	長期	指導室 商工観光課

基本目標3 きらきら輝く地域に生きる（地域における男女共同参画）

私たちの日常は、町や地域社会で繰り広げられています。したがって、町や地域社会で、能力や熱意に応じて、男女の役割が偏りなく生かされるべきです。

施策の方向1 男も女も支える地域活動

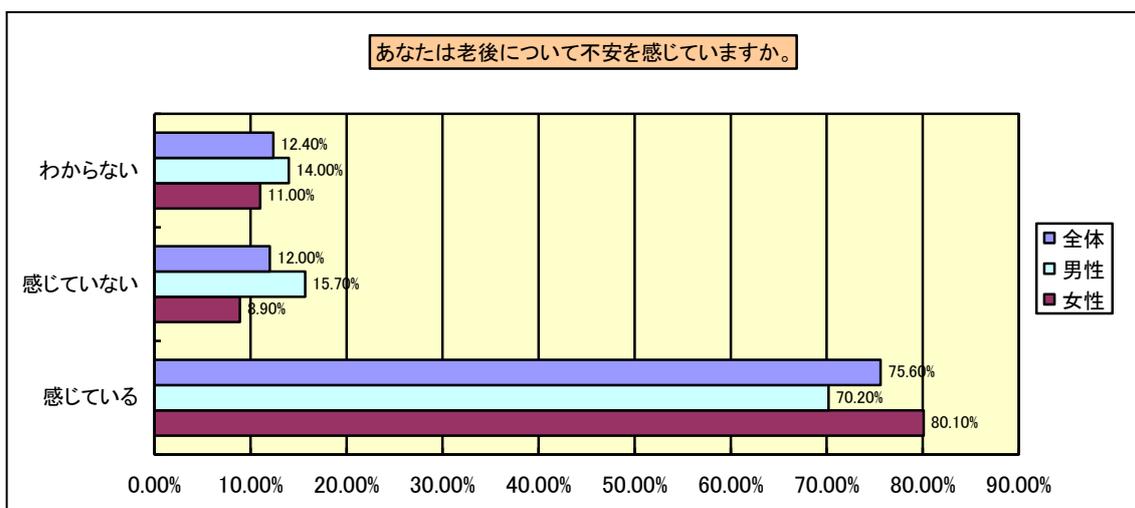
性別に関わらず、能力に応じて、町や地域社会の運営に女性の意見が生かされることが大切です。

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
27	各種審議会等委員選出基準の見直し	町政の政策形成や方針決定の場に女性の意見等を積極的に反映させるため、「附属機関等の設置及び管理に関する基本方針」に定める女性委員の比率を、早期に30%以上となるよう目指します。また、公募制の導入等、委員構成の見直しを図り、女性の参画が促進される環境を整えます。	長期	町民活動推進課 関係各課
28	地域活動と連動した学習機会の提供	男女共同参画の実現を目指し、女性が地域を支えるメンバーとして活動できるよう、社会参加の機会と学習の場を提供します。特に、地域での男女共同参画を目指した出前講座やサポートネットワーク講座を開催します。	短期	町民活動推進課 ●タウンAMI ●ネットワーク 連絡協議会 ●ステップアップAMI

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
29	防災活動に関する男女共同参画の推進	地域防災・自主防災組織活動に女性の参画を積極的に推進し、阿見町の減災力を高めます。	長期	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交通防災課</div> 消防本部 ●自主防災組織 ●女性消防団
30	まちづくり・観光・文化の推進等に男女共同参画視点を生かす	まちづくりや観光・文化など多様な行政事業に男女共同の視点を活かします。	長期	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">町民活動推進課</div> 関係各課 ●商工会 ●ネットワークー連絡協議会

施策の方向2 地域の福祉（幸せ）は男女共同参画から

地域の福祉（幸せ）づくりには、「性別に関わらず、個人の能力を活かす」男女共同参画の視点が大切です。町民が相互に支えあってこそその幸せづくりです。

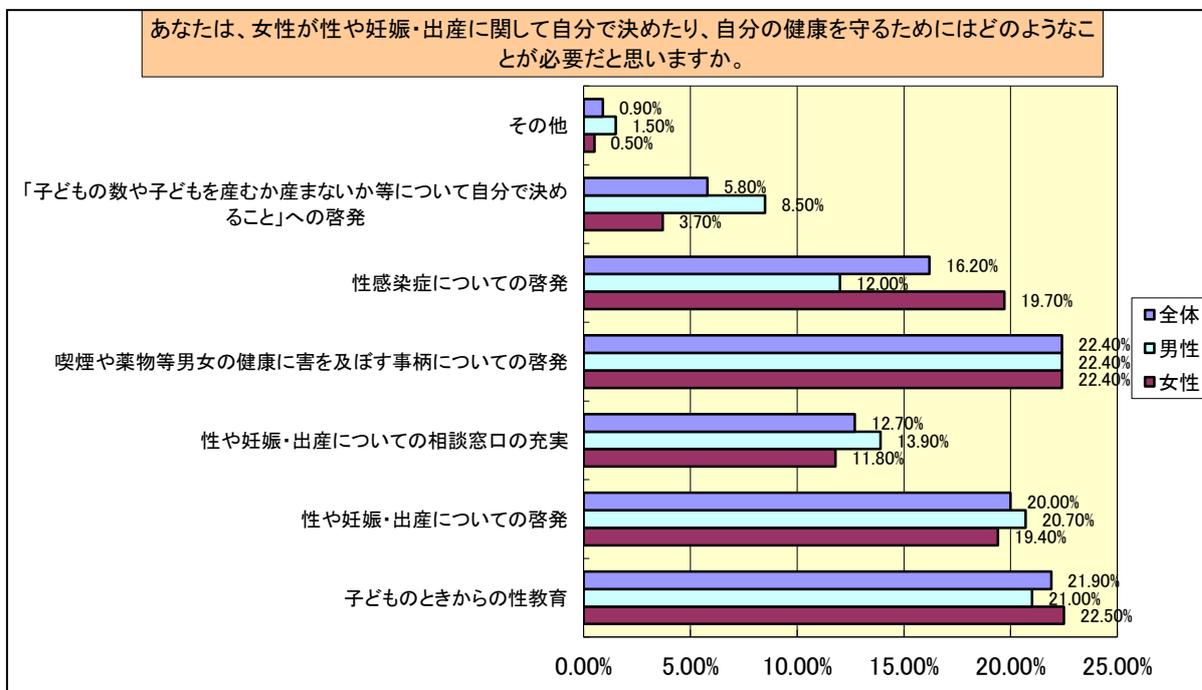


番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
20 再	子どもの虐待の早期発見・指導、相談・支援の充実	<p>虐待の早期発見・指導を行い、より良い育児環境づくりを目指します。また、関係機関のネットワーク化を推進します。</p> <p>■乳幼児健康診査・集団予防接種等実施時におけるスクリーニングの強化</p> <p>■虐待の疑われる保護者への指導</p> <p>■虐待事例についての情報交換等、関係機関との連携</p> <p>■教職員による児童虐待の早期発見</p> <p>■被害実態の把握や家庭内暴力に関する調査研究の実施</p>	長期	<p>児童福祉課 指導室 健康づくり課 町民活動推進課</p> <p>●民生委員・児童委員 ●PTA</p>
31	子どもの遊び場の整備・充実	<p>子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、公園等の遊び場の整備・充実を図ります。</p>	長期	<p>道路公園整備課 都市施設管理課</p>
32	犯罪を防止する環境整備	<p>警察，町，防犯連絡員協議会及び各種団体が一体となって地域ぐるみの防犯活動を推進します。また，地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するため，自治会等が行う防犯活動を支援します。さらに，防犯灯を設置する等，犯罪を防止する環境の整備を推進します。</p>	長期	<p>交通防災課</p> <p>●区長会 ●自警団</p>

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
33	家族介護者交流	要介護高齢者を介護している家族の方が、日常の介護から一時的に開放され、心身の疲労を癒すとともに、介護をしている家族のかたがたとの交流を図ることによりリフレッシュして、新たに介護に取り組むことができるようにします。	長期	社会福祉課 ●社会福祉協議会
34	家族介護者ヘルパー受講支援	家族介護の経験を生かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、高齢者を介護している家族または介護していた家族がホームヘルパー研修（2級）を受講した場合に受講料の一部を助成します。	長期	社会福祉課 ●社会福祉協議会
35	家族介護教室	要介護高齢者を介護している家族や近隣の援助者に対し、寝たきりや認知症予防、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりの教室を開催します。	長期	社会福祉課 ●社会福祉協議会
36	いきいき介護教室推進事業	地域のボランティアとして、また介護予防の担い手として、中学生等を対象として、町の介護力を形成することにより、地域の支え合いを実現します。	長期	社会福祉課 指導室 ●社会福祉協議会
37	地域福祉計画推進事業	地域社会での支え合いを基本とする地域福祉事業を性別を越えて日常的に推進する	長期	社会福祉課 町民活動推進課 児童福祉課 障害福祉課 健康づくり課 ●社会福祉協議会 ●民生委員・児童委員 ●区長会

施策の方向3 「縁の健康」が支える地域健康づくり

人は独りでは生きられません。多様な人間的関わりが私たちの健康を支えています。



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
38	シルバークラブの育成と支援	自らの持つ知識・技能を生かし積極的に社会に参加していくシルバークラブの新たな取り組みに対して育成・支援の充実を図ります。	長期	社会福祉課
39	高齢者福祉施設の充実	高齢者福祉施設については、利用しやすい環境を整えます。	長期	社会福祉課
40	自立支援の充実強化	地域の中で高齢者が自立して生活できるよう、自立支援施策の充実や、介護予防施策の充実を図ります。 ■健康保持のための指導 ■つるかめ教室の開催 ■シルバーサロンの実施	長期	社会福祉課 健康づくり課 ●社会福祉協議会 ●運動普及推進協議会

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
41	生活環境の保全	喫煙や過度の飲酒，覚醒剤等の薬物の害についての啓発を行なうとともに，依存症等に対する相談機能を充実させ，安全で豊かな生活が送れるようにします。	長期	健康づくり課
42	心の健康づくりの推進	心の健康づくりのための健康相談や教育を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■心の健康相談の実施 ■こころの健康講座の開催 ■こころの体温計 ■精神障害者デイケアの実施 	長期	健康づくり課 障害福祉課
43	地区組織の育成	阿見町食生活改善推進協議会・運動普及推進協議会を支援します。	長期	健康づくり課 ●食生活改善推進協議会 ●運動普及推進協議会
44	生活習慣病予防の推進	各種健(検)診，健康教育，健康相談について内容の充実を図ります。	長期	健康づくり課 国保年金課 ●食生活改善推進協議会
45	母子の健康維持のための各種事業	妊産婦や乳幼児の心身の健康維持のため，育児相談や総合的な健康診査の実施，保健師による家庭訪問等を行い，疾病や異常の早期発見と個々の問題への適切な指導・措置に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ■相談指導事業 ■家庭訪問指導事業 ■健康診査事業 	長期	健康づくり課 ●食生活改善推進協議会

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
46	家庭、自営業の健康診査の充実	定期的な健康診査を受ける機会の少ない、家庭女性や自営業の女性のための健康診査の充実を図ります。また、町・企業（事業所）等においても、健康管理を目的に疾病予防対策の実施を推進します。また、女性が健診を受けやすい体制づくりを図ります。	長期	健康づくり課 国保年金課
47	思春期の保健指導の推進	保健師による思春期の保健指導を推進します。 ■本人及び家族を対象とした思春期保健指導の充実	長期	指導室
48	女性のスポーツ参加の促進	女性のスポーツ参加を積極的に推進するための促進策を実行します。	長期	生涯学習課

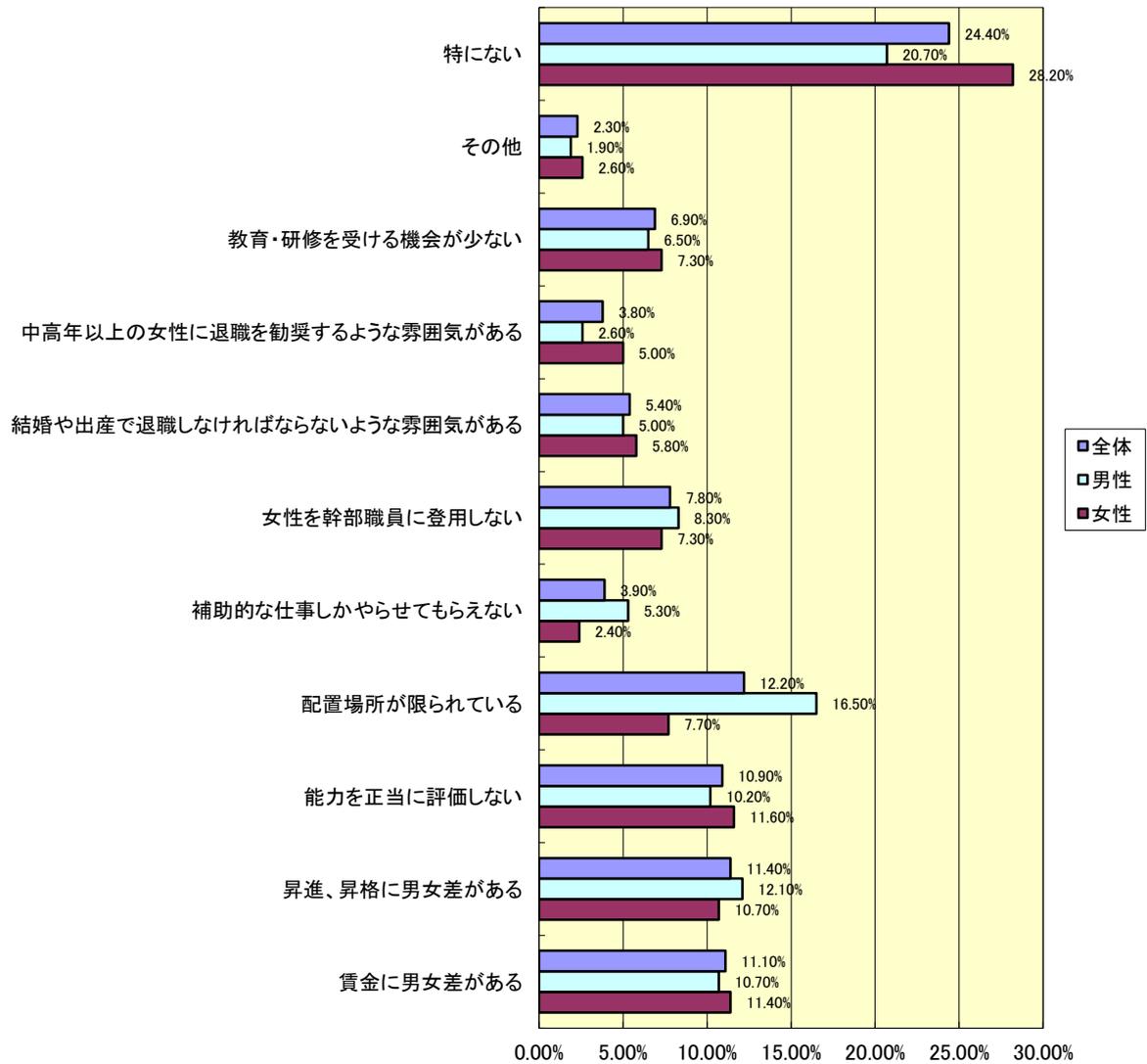
基本目標4 働き甲斐のある職場を支える（職場における男女共同参画）

働く場所が、性別による差別がない「働き甲斐のある」環境であることが望れます。

施策の方向1 「ワーク＝ライフ」バランスを進める

仕事と私生活の二つが充実するよう、町民の生活を支援します。

あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか



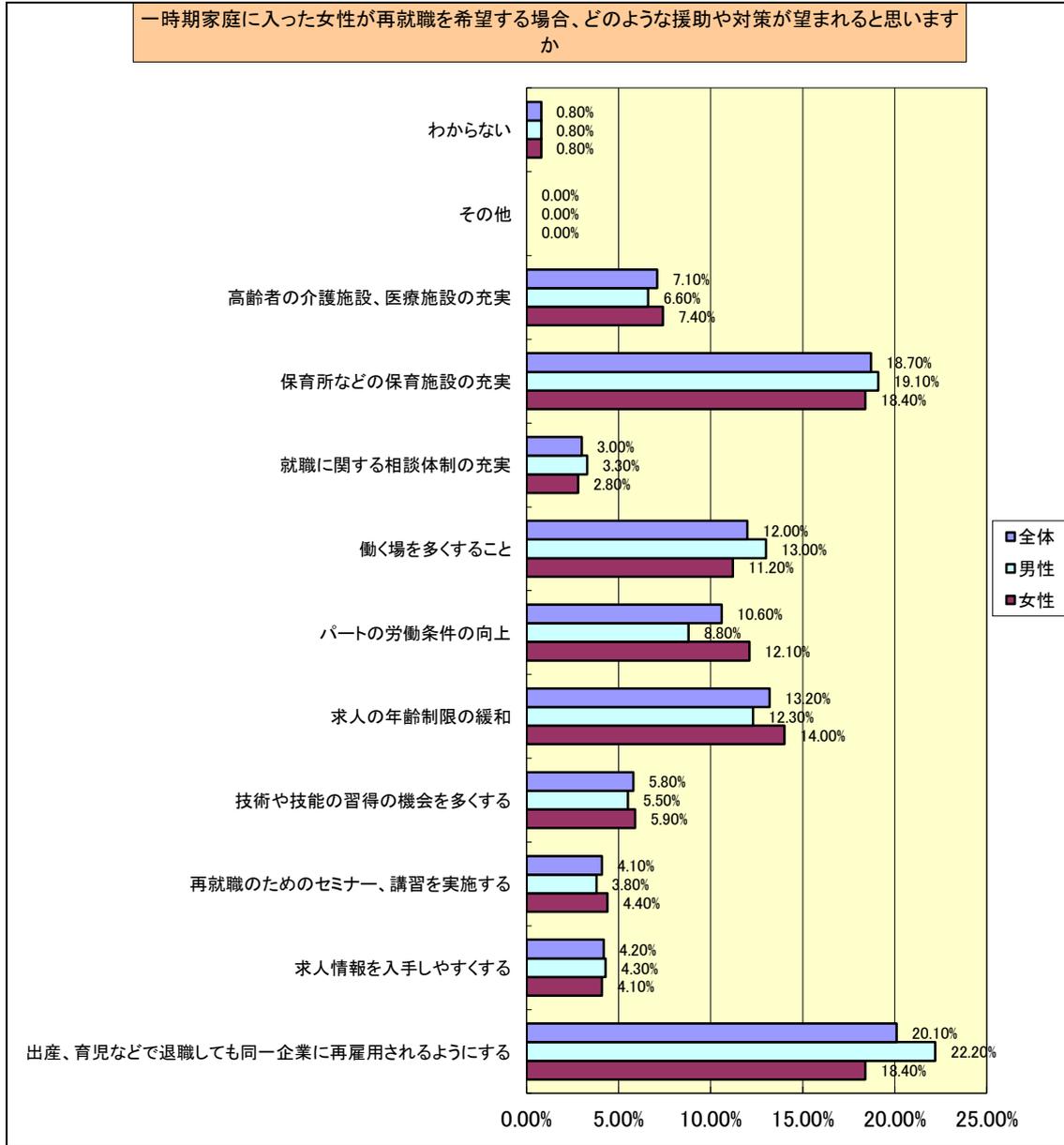
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
49	町役場管理職への女性の登用	町役場の管理職への女性登用を適性に応じ進めます。また、能力と知識の向上を図るため職員研修を行い人材の育成を図ります。	短期	総務課 町民活動推進課

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
50	男女平等の職場づくりと働きやすい職場環境の整備	<p>庁内の男女間の職域の偏り及び固定的な役割分担を是正し、個性や能力が生かせる雇用管理を行うとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策や健康対策の充実等働きやすい職場環境の整備に努めます。また、仕事と子育て・介護の両立ができる支援体制づくりに努めます。</p>	長期	<p>総務課 町民活動推進課</p>
51	就労環境改善（差別的慣行・慣習・福利厚生等）	<p>労働関係機関や町内事業所と連携し、雇用の場での差別的慣行の是正やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発等に努めます。</p> <p>また、パートタイム労働者、派遣労働者及び家内労働者に対する労働条件改善の啓発等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ポジティブ・アクションの促進 ■労働時間短縮についての啓発 ■男女雇用機会均等法の周知・啓発 ■町内事業所との連携 ■働く女性の労働条件改善の支援 ■企業及び労働者への関係法規の周知 ■労働条件改善に関する啓発 	長期	<p>商工観光課 町民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工業懇談会 ●商工会
52	母性保護と健康管理施策の推進	<p>母性保護、健康に関する教育等を実施します。また、労働関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法等に基づく母性保護と健康管理施策について、周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■パパママクラスの開催 ■母子健康手帳交付時の保健指導 ■母子健康手帳交付時に母性健康管理指導事項連絡カードの配布 	短期	<p>健康づくり課 児童福祉課</p>

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
53	保育内容の充実	低年齢児保育, 延長保育, 緊急一時保育, ひとり親家庭への支援, 障害児保育等, 保育内容の充実を図ります。	長期	保育所 児童福祉課
54	放課後児童クラブの充実	親の就労等により, 昼間保護者が家庭にいない児童に対し, 適切な遊び及び生活の場を与えるよう放課後児童クラブの充実を図ります	長期	児童館 児童福祉課
55	児童館の充実	児童に健全な遊びを与え, 健康を増進し情操を豊かにすることを目的とし, 児童館の各種事業の充実及び施設の整備を図ります。	長期	児童福祉課 児童館
56	男性育児休業取得のための環境づくり	男性が育児休業を取得した事例を積極的に広報する等, 育児は男女がともに担うものであるという認識を社会に浸透させていきます。	長期	商工観光課 町民活動推進課 総務課 ●工業懇談会
57	企業で働く男性管理職等への意識啓発	企業で働く男性管理職を中心に, ジェンダー意識に関する研修機会を整備します。	短期	町民活動推進課 商工観光課 ●工業懇談会
58	働く男女のメンタルヘルスの充実	職場でのストレスによる心の病等に対応する企業の取り組みを支援します。	長期	町民活動推進課 商工観光課

施策の方向2 就職・再就職をバックアップする

男女ともに、就職・再就職がしやすくなるように、町民の活動を支援します。

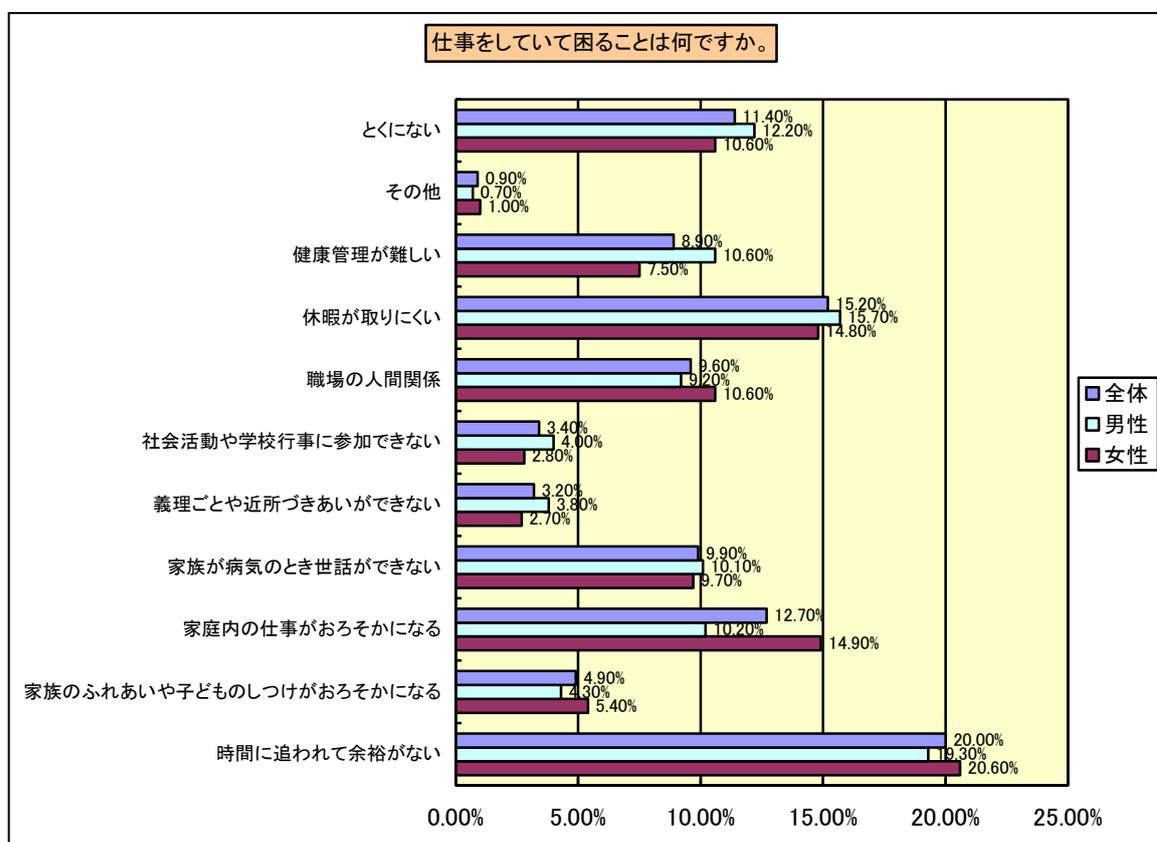


番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
59	改正男女雇用機会均等法等の普及	改正男女雇用機会均等法，パート労働法等について周知し，雇用の場における男女平等の促進を図ります。	短期	商工観光課 町民活動推進課 ●工業懇談会 ●商工会

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
60	女性（男性）就業相談の充実	関係機関と連携し、女性（男性）の就職，再就職，起業等を支援するため，相談体制を充実させるとともに，町民の情報リテラシーの向上を図るため，多様な講習会を実施します。 ■講習会事業の啓発	長期	商工観光課 町民活動推進課
61	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業ニーズに適した仕事の開拓や開発を推進します。	長期	社会福祉課 ●シルバー人材センター

施策の方向3 法制度（均等法・労基法・育休法）の活用を支える

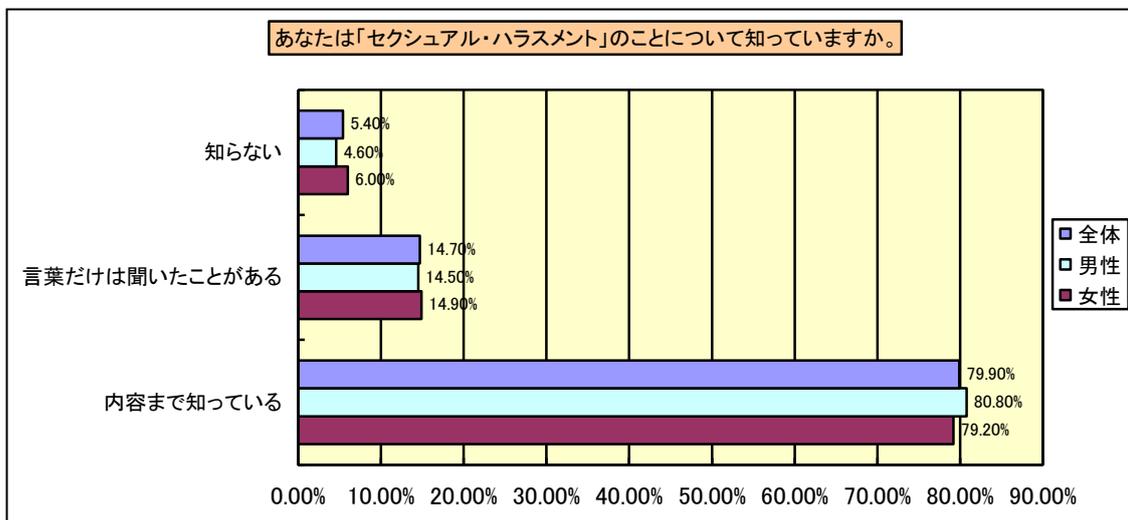
育児休業法など，男女の共同参画を支える法制度が，日常生活の中で活用されるよう支援します。



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当(主・従)
51 再	就労環境改善(差別的慣行・慣習・福利厚生等)	<p>労働関係機関や町内事業所と連携し、雇用の場での差別的慣行の是正やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発等に努めます。</p> <p>また、パートタイム労働者、派遣労働者及び家内労働者に対する労働条件改善の啓発等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ポジティブ・アクションの促進 ■労働時間短縮についての啓発 ■男女雇用機会均等法の周知・啓発 ■町内事業所との連携 ■働く女性の労働条件改善の支援 ■企業及び労働者への関係法規の周知 ■労働条件改善に関する啓発 	長期	<p>商工観光課</p> <p>町民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工業懇談会 ●商工会
62	育児休業制度の普及・啓発のための環境作り	<p>育児休業制度や育児休業給付の普及を図ります。そのため、企業等へのPRを進めるとともに、広報等により制度の理解を広めます。また、制度の充実を国等へ要請していきます。</p> <p>男性が育児休業を取得した事例を積極的に広報する等、育児は男女がともに担うものであるという認識を社会に浸透させていきます。</p>	長期	<p>商工観光課</p> <p>児童福祉課</p> <p>町民活動推進課</p>
63	介護休業制度利用の促進	<p>国や県等と連携し、介護休業制度の導入と定着を企業等に働きかけます。また、男女労働者に介護休業制度についての周知を図ります。</p>	長期	<p>商工観光課</p> <p>町民活動推進課</p>

施策の方向4 セクハラ・パワハラ防止を進める

個人の人権を侵害する、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するよう努めます。



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
51 再	就労環境改善（差別的慣行・慣習・福利厚生等）	<p>労働関係機関や町内事業所と連携し、雇用の場での差別的慣行の是正やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発等に努めます。</p> <p>また、パートタイム労働者、派遣労働者及び家内労働者に対する労働条件改善の啓発等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ポジティブ・アクションの促進 ■労働時間短縮についての啓発 ■男女雇用機会均等法の周知・啓発 ■町内事業所との連携 ■働く女性の労働条件改善の支援 ■企業及び労働者への関係法規の周知 ■労働条件改善に関する啓発 	長期	<p>商工観光課</p> <p>町民活動推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工業懇談会 ●商工会
64	セクハラ等に関する系統的調査の実施	セクハラ等の調査を系統的に実施し、実態解明を推進します。	長期	<p>町民活動推進課</p> <p>商工観光課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ステップアップAMI

施策の方向5 自営業における男女共同参画を進める

農業や商工業等の自営業における男女の共同参画を進めます。

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
65	アグリウェルカムプランの推進	<p>農業・農村における男女共同参画社会の実現を目指し、各種研修会の開催や家庭経営協定を推進します。</p> <p>■家族経営協定の推進</p> <p>■農業・農村における男女共同参画社会実現に向けた普及啓発活動の推進</p> <p>■農業女性団体の育成指導</p>	長期	<p>農業振興課</p> <p>農業委員会</p> <p>●農業協同組合</p>
66	自営業・農業における男女共同参画経営の推進	<p>男女共同参画経営を推進するため、女性が家族従業員として果たしている役割の適正な評価に努めるよう、啓発推進に努めます。</p>	長期	<p>農業振興課</p> <p>商工観光課</p> <p>町民活動推進課</p> <p>●商工会</p> <p>●農業協同組合</p>
67	各種団体等の女性役員の登用促進	<p>各種団体等の役員に、女性が多く登用されるよう促進します。</p>	長期	<p>町民活動推進課</p> <p>関係各課</p>

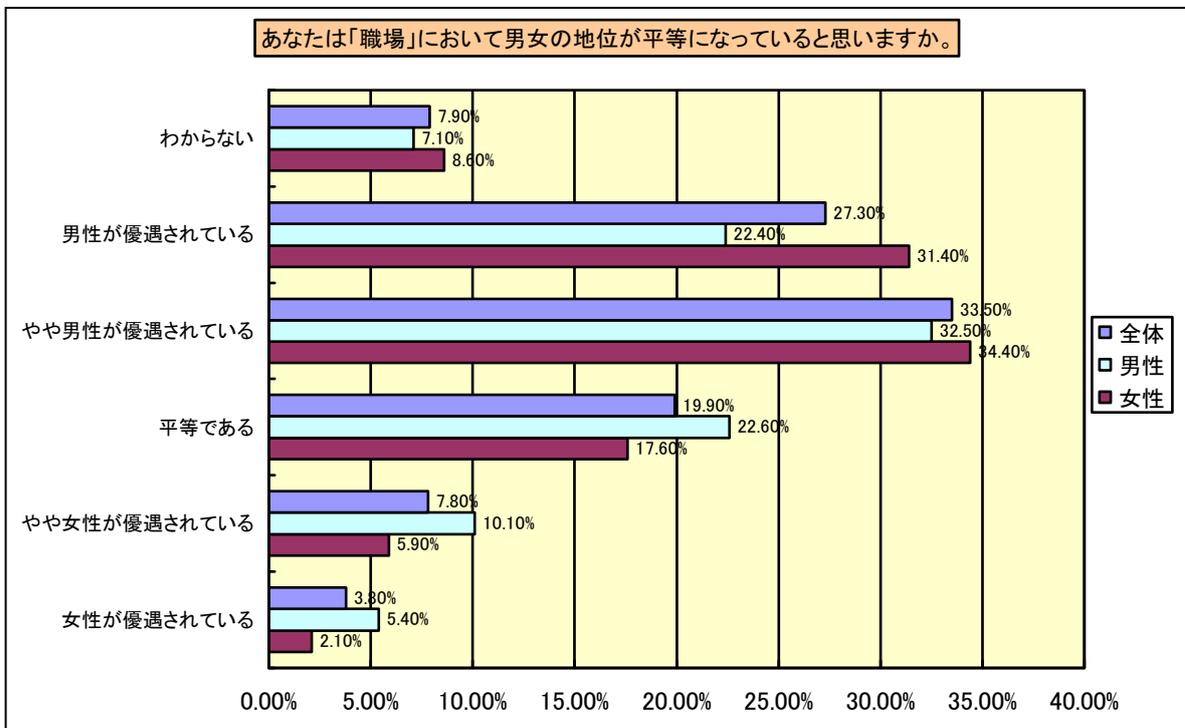
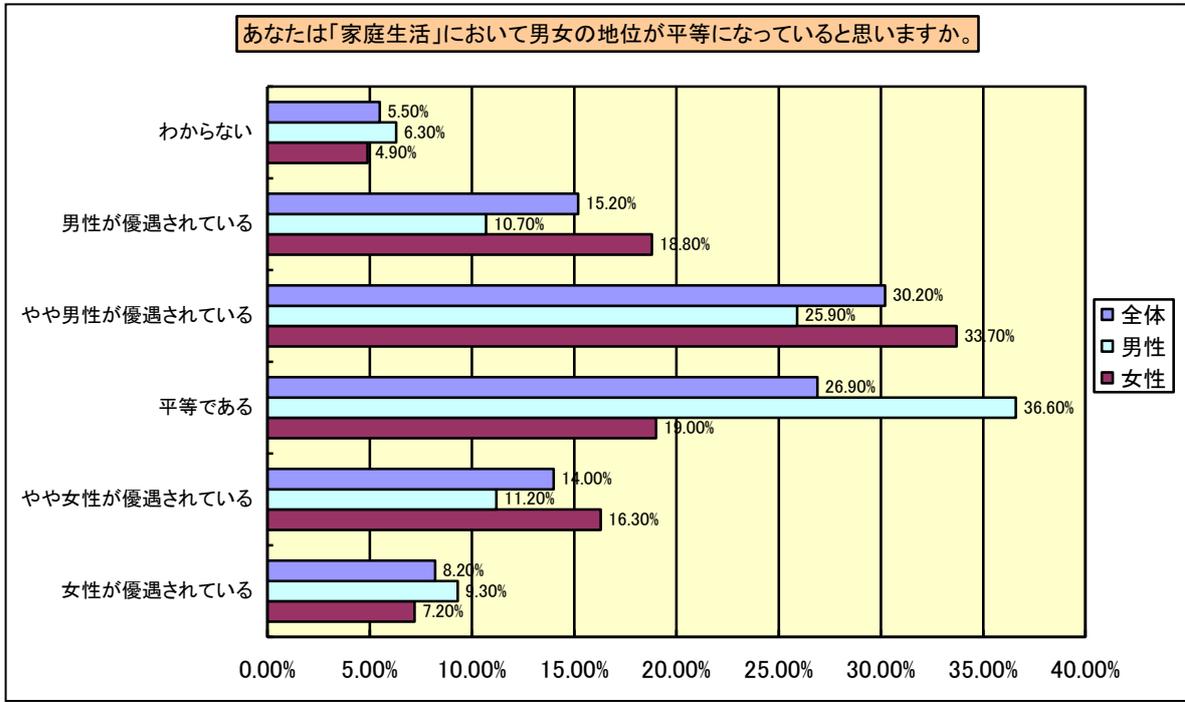
基本目標5 参画意識いっぱいの町を彩る

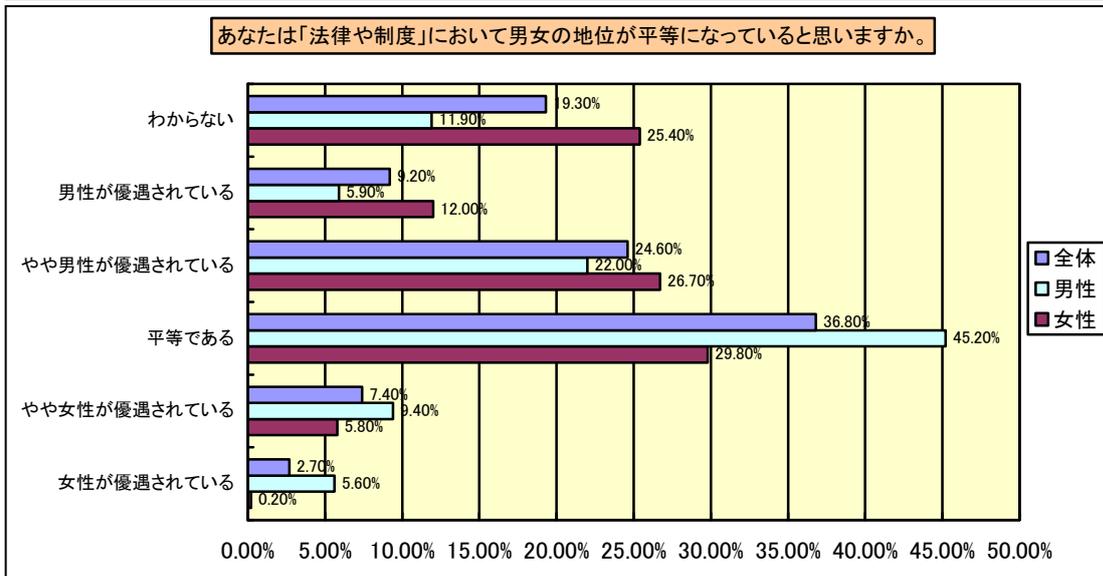
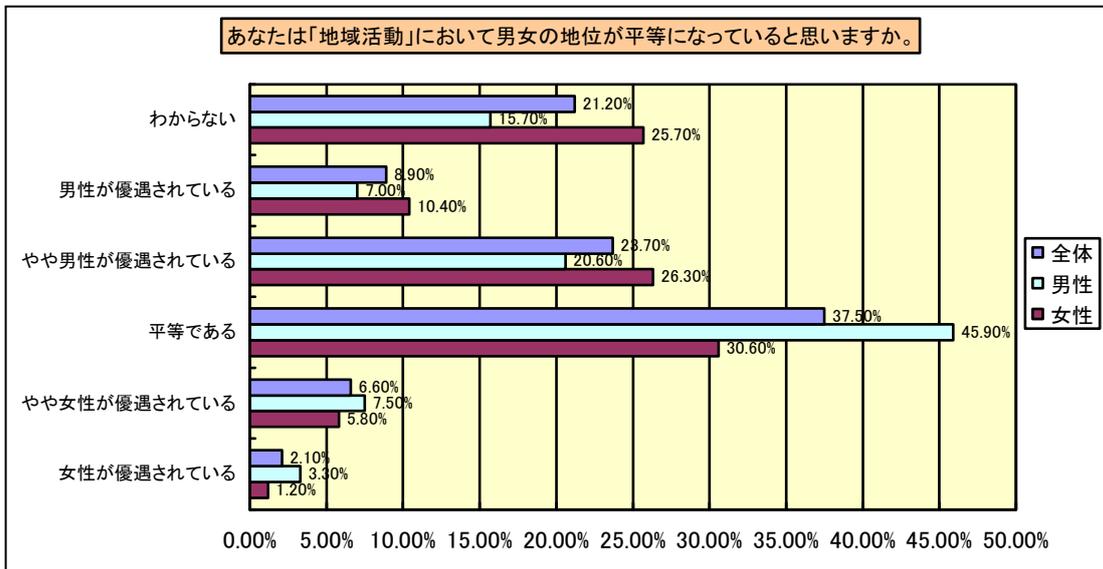
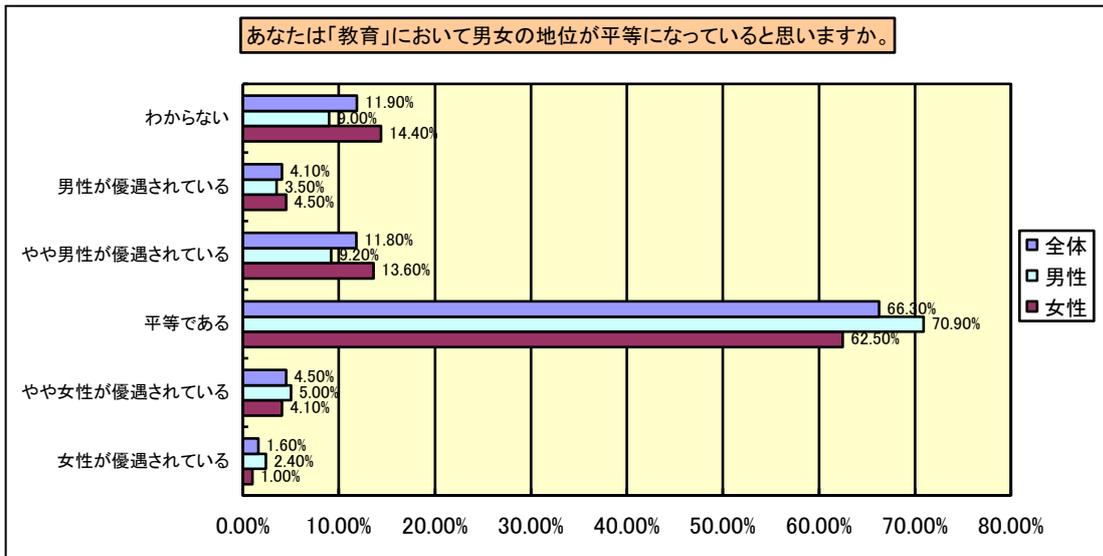
（町民一人ひとりの男女共同参画意識を形成する）

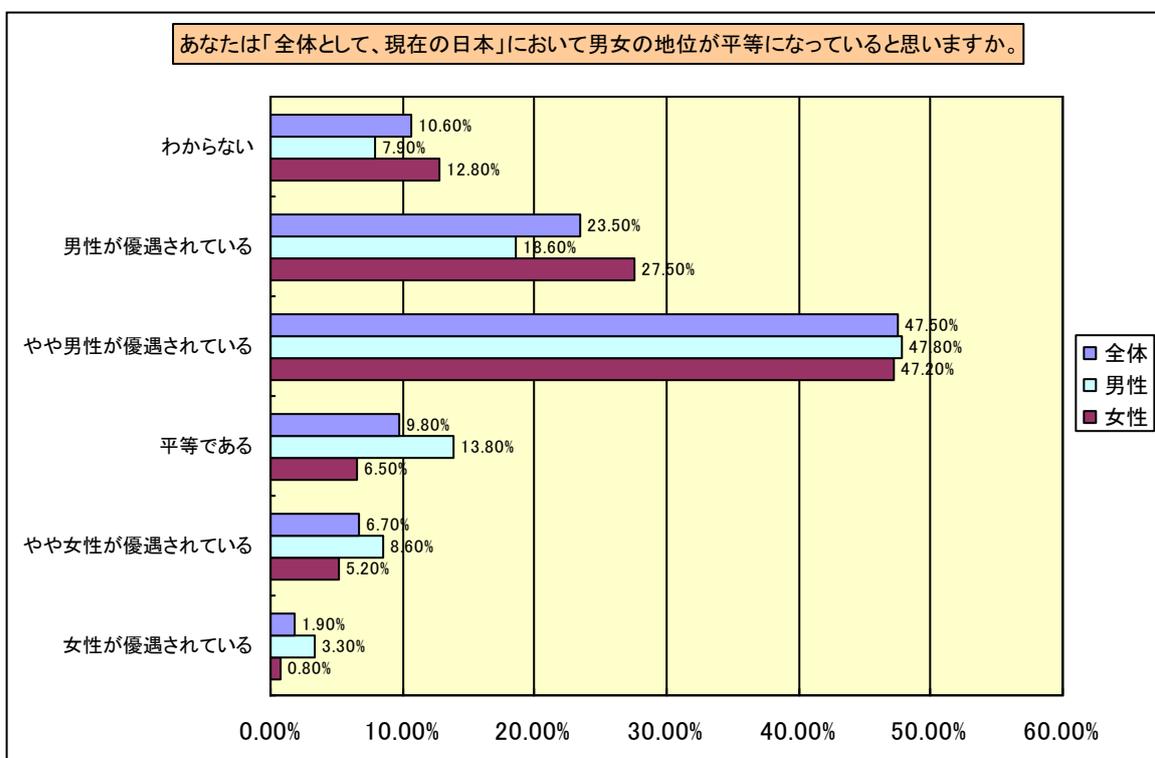
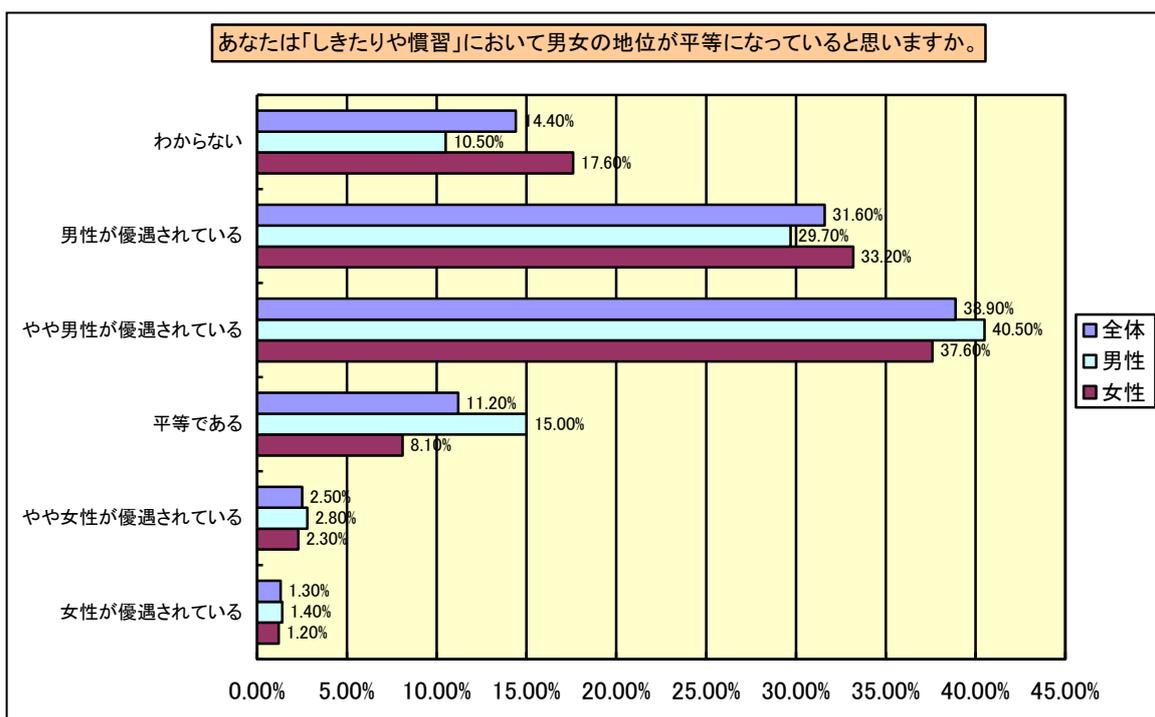
男女「協働」参画を、阿見町全体ですすめるために、参画意識の形成を推進します。

施策の方向1 まちづくり型生涯学習・活動と連携する

まちづくり型生涯学習・活動を推進し、共同参画意識の形成を図ります。





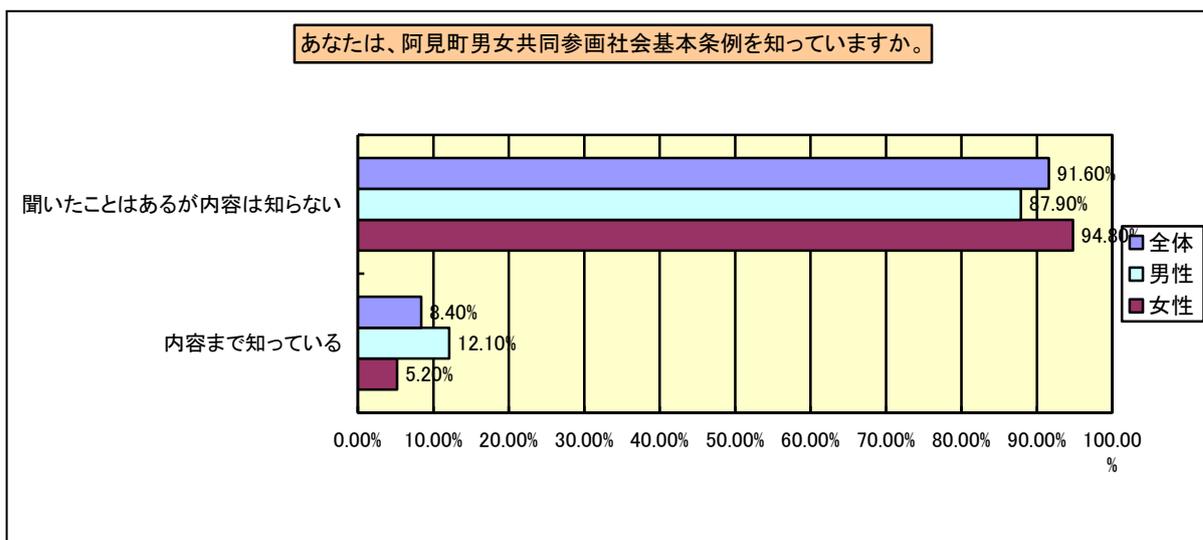


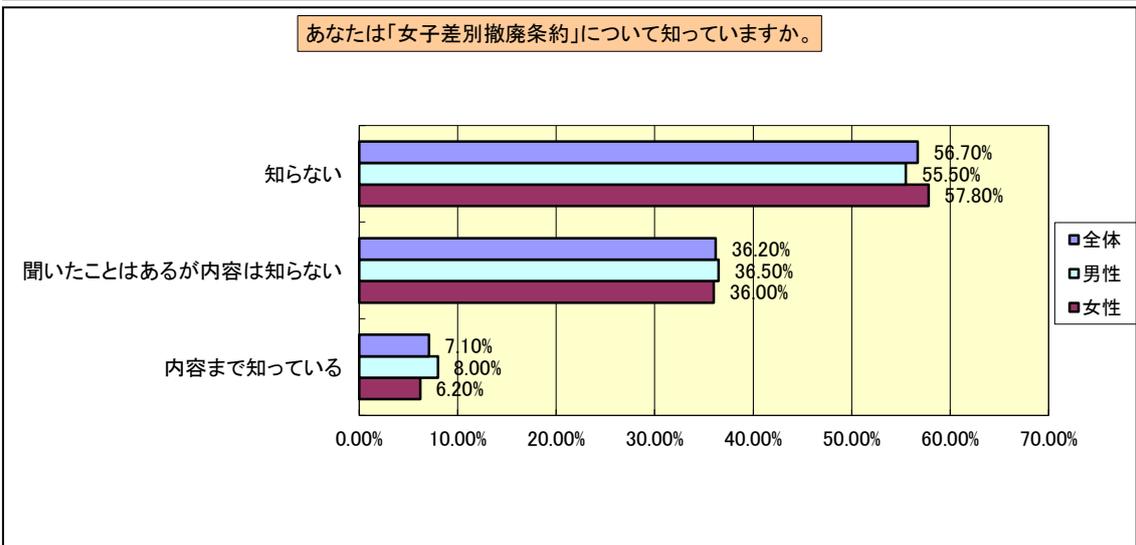
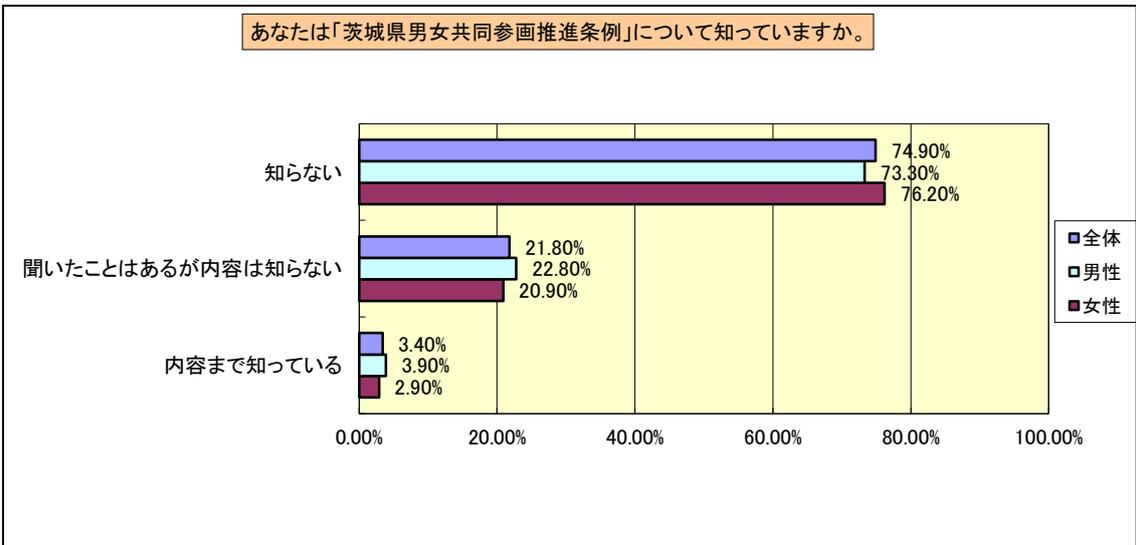
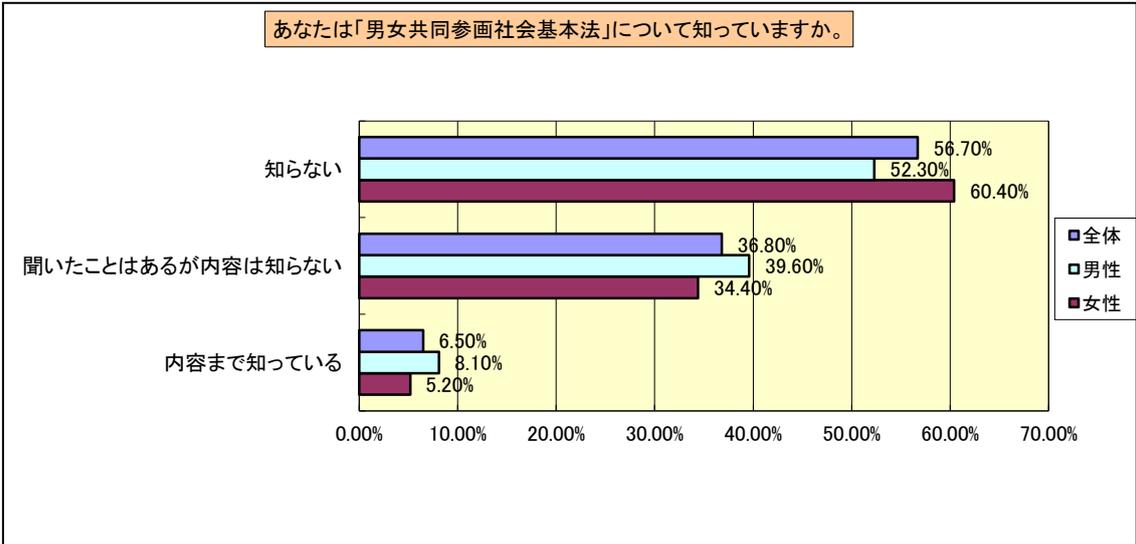
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
1 再	男女の人権・平等意識を形成する講座等の開催	子ども・障害者・高齢者を含めた幅広い世代間の人権問題に取り組みながら男女の人権平等意識の形成に向けた取り組みを推進します。 ■男女共同参画社会推進のための講演会及び講座の開催 ■中央公民館の講座の開催	長期	町民活動推進課 中央公民館 ●ステップアップAMI ●各種団体
2 再	男女平等に関する法律や制度の普及	男女共同参画社会基本法，女性差別撤廃条約，男女雇用機会均等法等，男女平等に関する法律や制度の普及を図ります。また，そのために各種教材の有効な活用を図ります。	長期	町民活動推進課
68	指導者の養成	男女の社会参画を促進するため，指導者の養成を目的とした事業を実施します。 ■点字，朗読，保育，子育てボランティアの養成 ■指導者養成の共催事業の開催 図書館活動について，将来の指導者やボランティアを育成し，男女共同参画の実現が図れるよう目指します。 ■読み聞かせボランティアの養成 ■図書館ボランティアの育成 ■指導者養成のための講演会の開催	長期	町民活動推進課 図書館 児童福祉課 社会福祉課 生涯学習課 ●社会福祉協議会 ●各種団体
28 再	地域活動と連動した学習機会の提供	男女共同参画の実現を目指し，女性が地域を支えるメンバーとして活動できるよう，社会参加の機会と学習の場を提供します。特に，地域での男女共同参画を目指した出前講座やサポートネットワーク講座を開催します。	短期	町民活動推進課 ●ふれあい地区館 ●タウンAMI ●ネットワーカー連絡協議会 ●ステップアップAMI

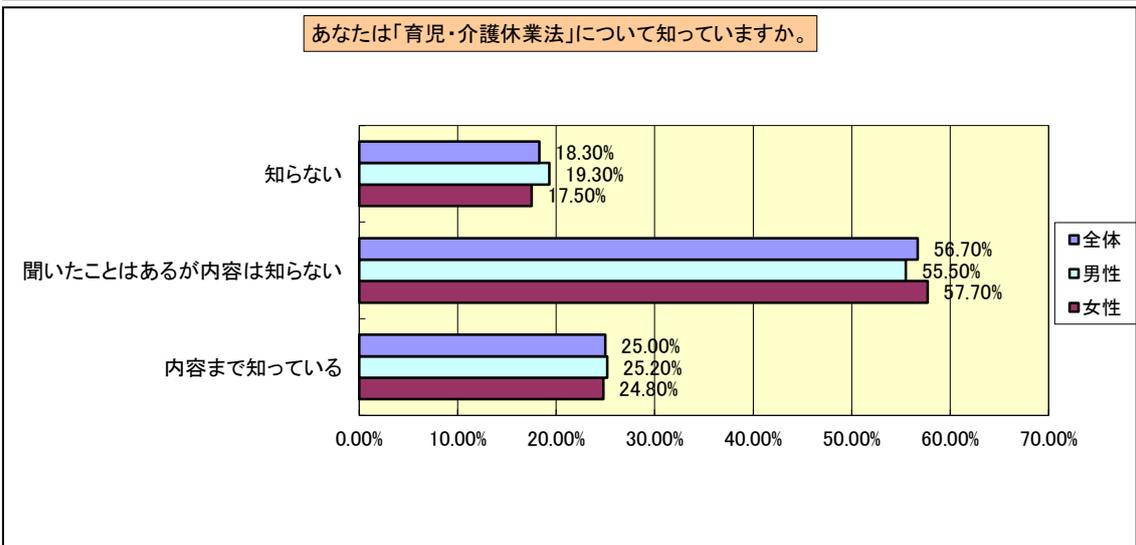
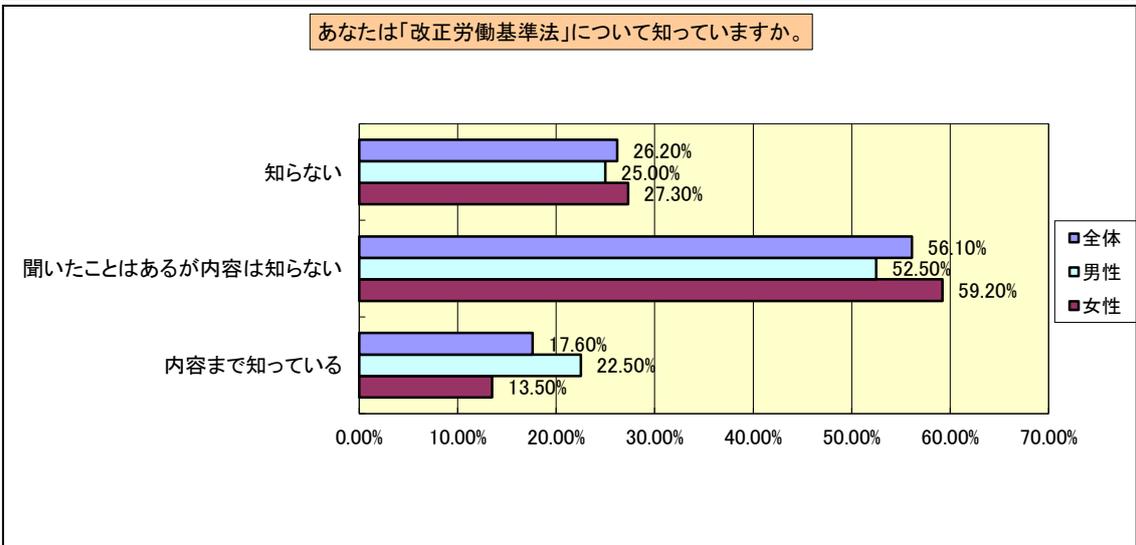
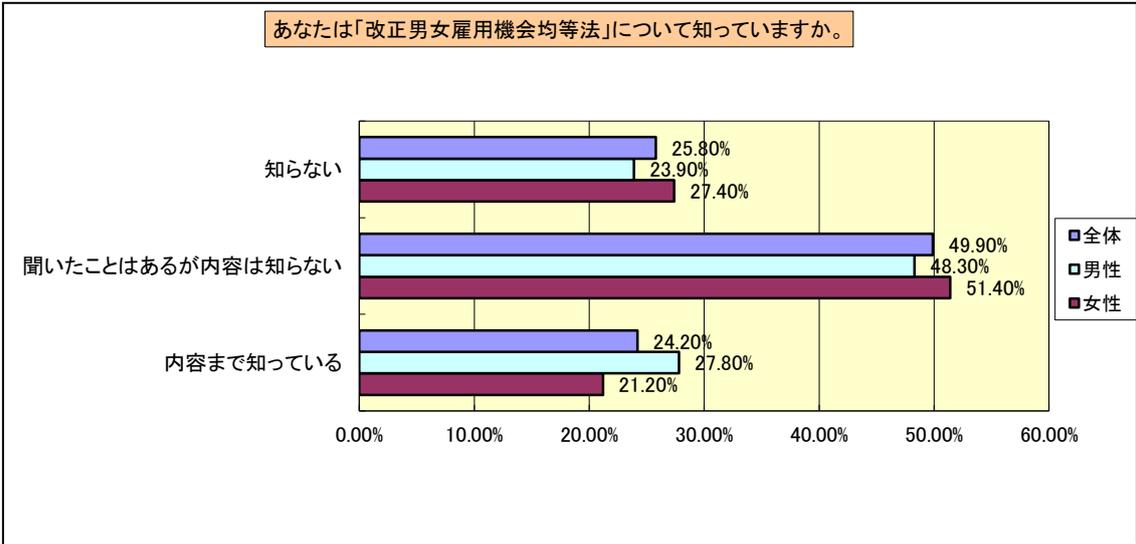
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
69	団体やグループのネットワークづくりの促進	<p>団体やグループのネットワークづくりを促進します。</p> <p>■団体やグループ間の交流や活動を支援するためのネットワークづくりの促進</p> <p>■地域での男女共同参画の促進に携わる団体への支援</p>	長期	<p>町民活動推進課</p> <p>●各種団体</p>
70	性・世代をこえた交流の促進	<p>女性と男性，高齢者と若者が交流し，お互いのパートナーシップを深められるような機会を提供していきます。</p> <p>■ふれあい地区館三世代交流の機会をさらに充実させます。</p>	長期	<p>生涯学習課</p> <p>中央公民館</p> <p>●ふれあい地区館</p>

施策の方向2 男女共同参画情報を提供する

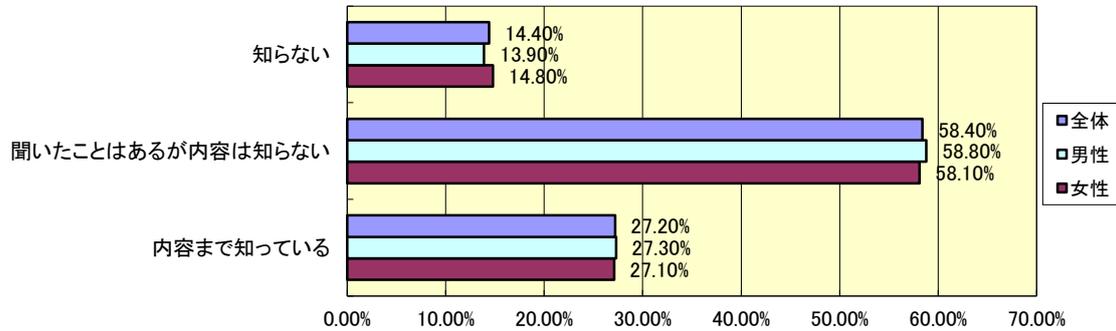
男女共同参画社会に関する情報提供を充実します。



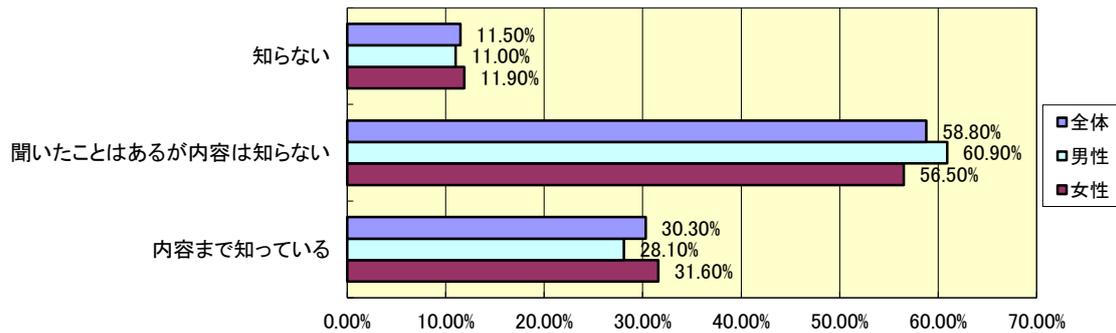




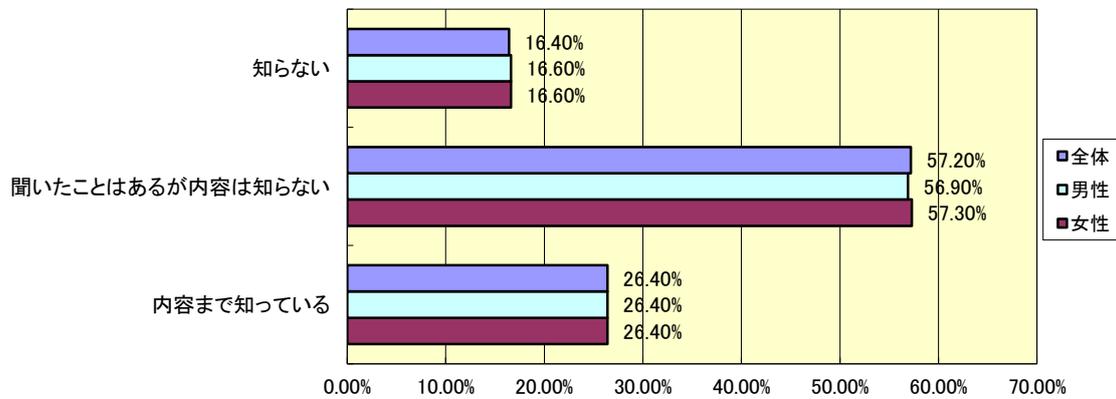
あなたは「ストーカー規正法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)」について知っていますか。



あなたは「児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)」について知っていますか。



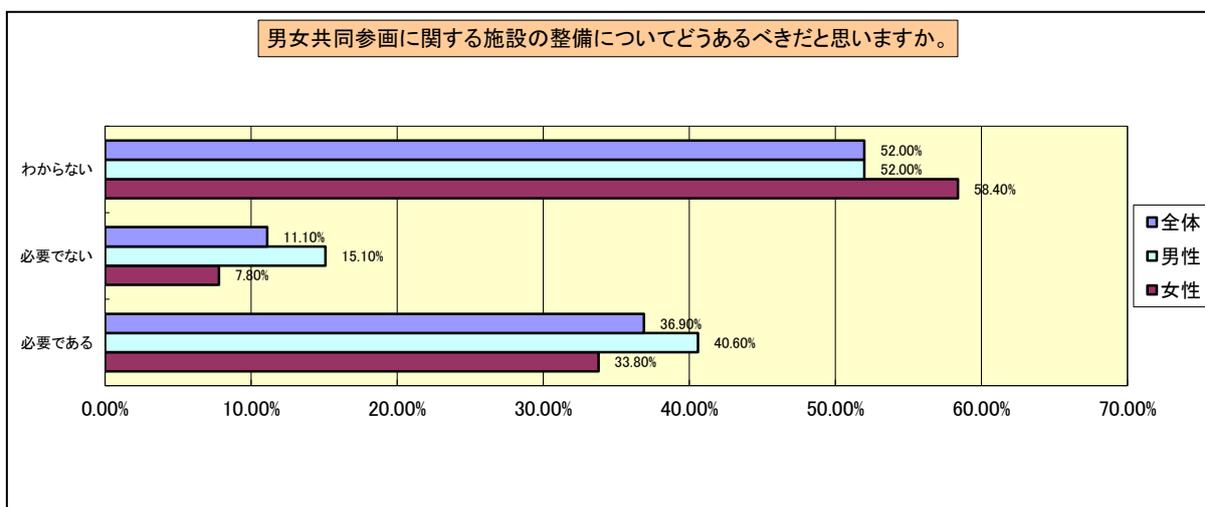
あなたは「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」について知っていますか。



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
71	男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向け、町民参加により町民と行政が一体となってプランを推進していきます。 ■活動拠点としてのセンター設置	短期	町民活動推進課 ●協働型進行管理委員会
72	多様な広報媒体による広報・啓発の充実	パンフレットやビデオ、インターネット等の多様な媒体を通じ、あらゆる世代・立場の町民に対して男女共同参画社会やジェンダー、女性の政策・方針決定過程への参画等についての啓発を進めます。 ■情報誌の発行 ■広報紙の活用	長期	町民活動推進課 ●各種団体
73	男女平等に関する町民意識や実態調査の実施	男女平等に関する町民の意識や実態を調査分析し、女性施策推進のための資料として活用します。 ■町民意識調査の実施 ■職員意識調査の実施 ■事業所調査の実施	長期	町民活動推進課 ●協働型進行管理委員会
74	男女共同参画社会に関する情報の収集・整理・提供	国内外の男女共同参画社会に関する資料や情報を収集・整理し、広報「あみ」や町のホームページ等、様々な媒体を利用して町民に積極的に提供します。	長期	町民活動推進課 関係各課



施策の方向3 男女参画センター（仮）等を設置する



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
71 再	男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向け、町民参加により町民と行政が一体となってプランを推進していきます。 ■活動拠点としてのセンター設置	短期	町民活動推進課 ●協働型進行管理委員会

施策の方向4 相談体制を整備・充実する

男女共同参画に関する相談体制を整備し、内容を充実します。

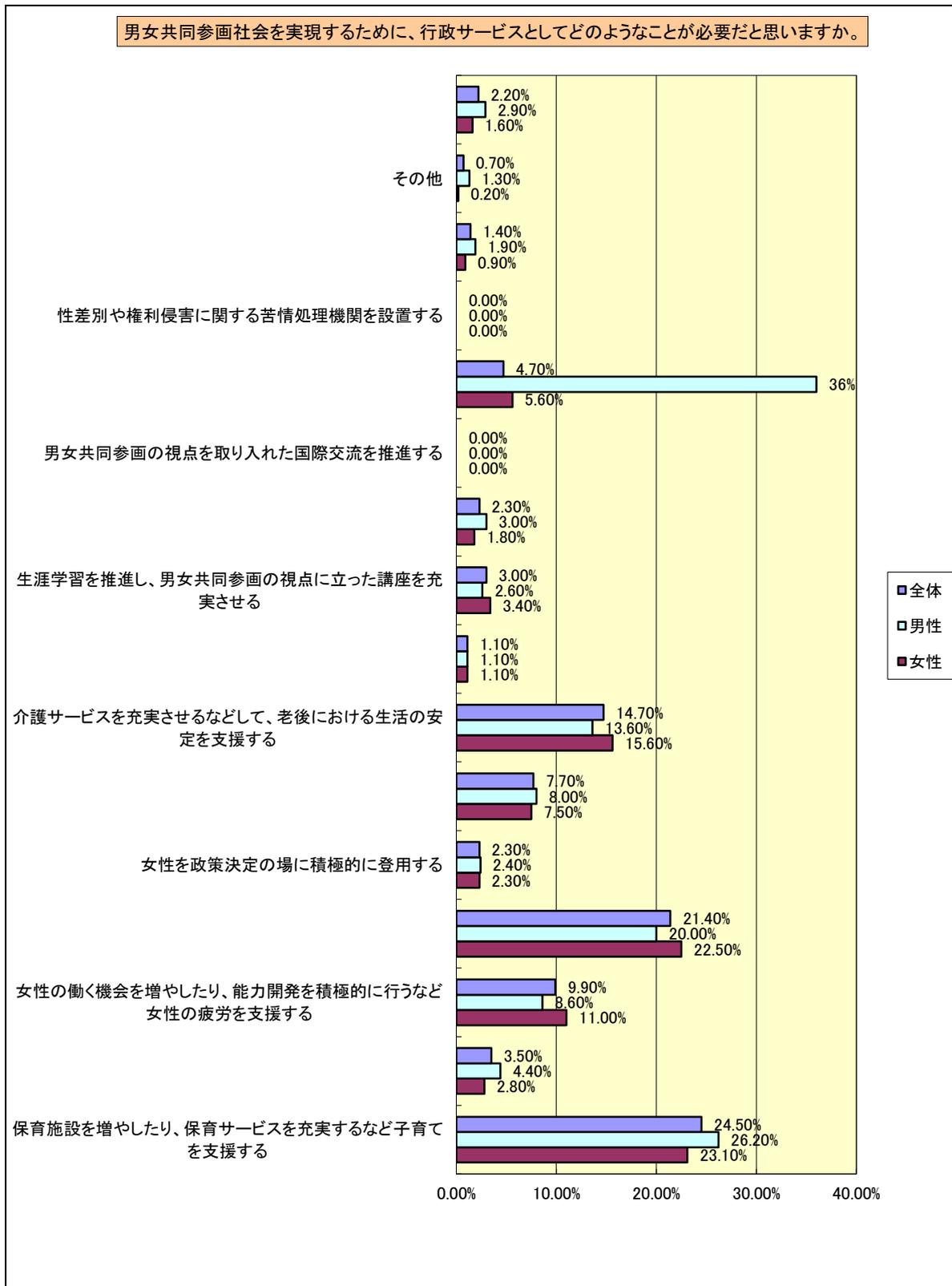
番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
75	高齢者虐待防止、早期発見、相談・支援の充実	関係機関や事業者等とのネットワーク化を図り、虐待の早期発見及び対応について協議・支援するシステムの確立や、介護者をサポートする体制づくり等について検討していきます。また、必要に応じて様々な対応をとってまいります。	長期	社会福祉課 ●民生委員・児童委員 ●社会福祉協議会 ●地域包括支援センター
76	女性問題相談員の育成	女性問題に関する専門的相談員を育成します。	短期	町民活動推進課 ●協働型管理推進委員会

施策の方向5 男女共同参画都市宣言をあげる

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
77	男女共同参画都市宣言をあげる	阿見町として、男女参画都市宣言をあげます。 また、男女共同参画都市宣言の一環として、阿見町独自の賛歌を制作します。	短期	町民活動推進課 ●協働型管理推進委員会

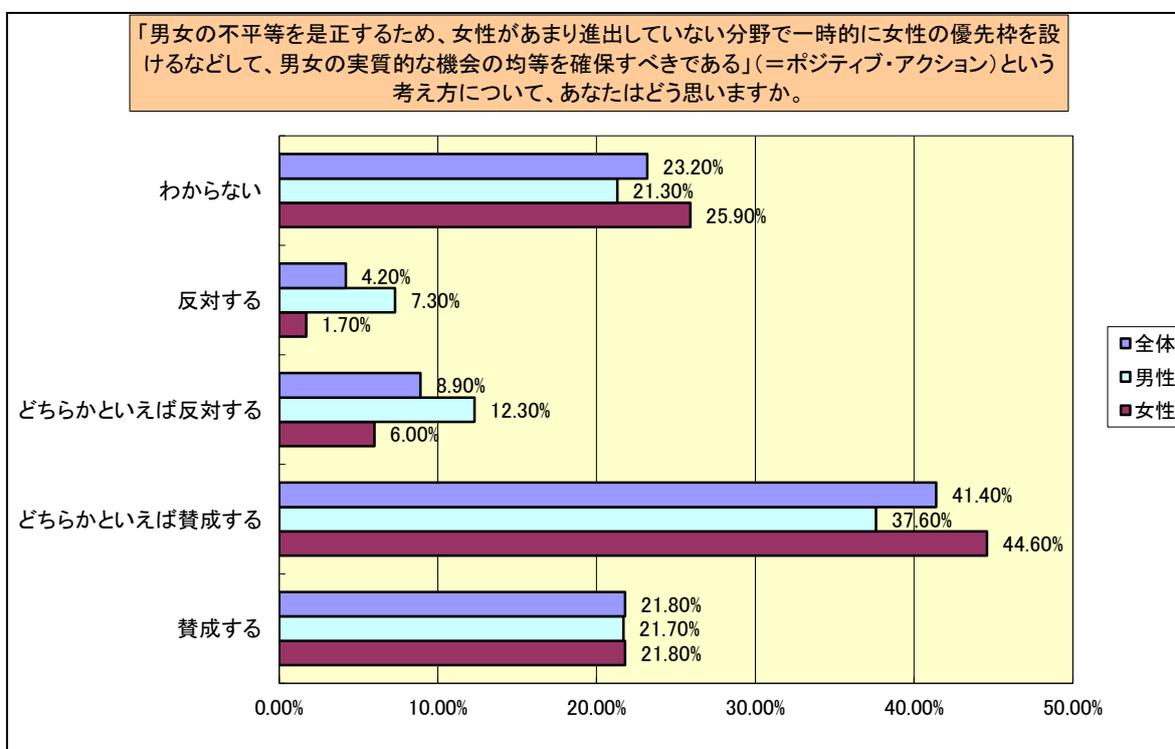


施策の方向6 町民の意識・実態調査を定期的を実施する



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
78	調査結果の公表と生涯学習活動への活用	男女共同参画に関する系統的調査の結果を公表し、生涯学習などの町民活動に活用します。	長期	町民活動推進課 生涯学習課

施策の方向7 女性の社会参画，社会的役職の分担をすすめる



番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
79	各種審議会等女性委員比率の向上	女性の意見を町政により反映させるため、各種審議会等の女性委員の比率を30%以上とするよう努めます。なお、男女委員構成比については委員会改選時に見直しを行い、女性のいない審議会・委員会の解消を図ります。	長期	町民活動推進課 関係各課

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
49 再	町役場管理職への女性の登用	町役場の管理職への女性登用を適性に押し進めます。また、能力と知識の向上を図るため職員研修を行い人材の育成を図ります。	長期	総務課 町民活動推進課
50 再	男女平等の職場づくりと働きやすい職場環境の整備	庁内の男女間の職域の偏り及び固定的な役割分担を是正し、個性や能力が活かせる雇用管理を行うとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策や健康対策の充実等働きやすい職場環境の整備に努めます。また、仕事と子育て・介護の両立ができる支援体制づくりに努めます。	長期	総務課

基本目標6 国際交流による男女共同参画をすすめる

国際交流を促進し、男女共同参画社会の充実を図ります。

施策の方向1 国際交流による男女共同参画支援をはかる

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
80	多文化理解の推進	国際理解講座、語学講座の開催、及び海外情報の提供や、多文化の相互理解を図る教育により、多文化理解を進めます。 ■児童生徒の実態や地域の特性を生かし、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間との連携を図った国際理解教育の充実 ■ALTによる生きた多文化の情報提供	長期	指導室 ●国際交流協会

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
81	国際交流の促進	男女がともに参加する幅広い交流を進めるため、国際交流活動の充実を図ります。 ■外国語講座や交流の集いの開催等	長期	秘書課 ●国際交流協会

施策の方向2 町内在住外国人への支援をはかる

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
82	コミュニティの推進	外国籍住民が安心して暮らせるように、外国語による生活情報の提供や日本語教室等を開催します。 ■情報提供 ■日本語教室の開催	長期	秘書課 ●国際交流協会

基本目標7 協働型進行管理を実現する

計画の推進は、市民・事業者・行政等による協働型委員会を中心に実行します。

施策の方向1 協働型進行管理委員会の設置

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
83	協働型進行管理委員会の設置	男女共同参画計画の推進を図るため、市民協働型進行管理委員会を設置します。	短期	町民活動推進課 ●協働型進行管理委員会

施策の方向2 基本目標別専門部会の設置

基本目標別に、進行管理を進める部会を設置します。

番号	施策名	具体的内容	長・短	担当（主・従）
84	基本目標別専門部会の設置	進行管理委員会の中に、基本目標別専門部会を設置します。	短期	町民活動推進課 ●協働型進行管理委員会



資 料 編

1. 計画策定の経過
2. 阿見町男女共同参画社会推進会議委員名簿
3. 阿見町男女共同参画社会推進会議検討部会員名簿
4. 阿見町男女共同参画社会基本条例
5. 阿見町男女共同参画社会基本条例施行規則
6. 男女共同参画社会基本法
7. 茨城県男女共同参画推進条例
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
9. 用語解説

1. 計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成 22 年	8 月 10 日	検討部会（委嘱状の交付）
	8 月 20 日	検討部会（アンケート内容検討）
	8 月 25 日	推進会議（委嘱状の交付・アンケート内容報告）
	9 月 13 日	アンケート調査実施：郵送 2,000 通，回収率 53% （平成 22 年 9 月 13 日～9 月 30 日）
	12 月 24 日	推進会議（アンケート調査中間報告）
平成 23 年	1 月 11 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	1 月 14 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	1 月 24 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	2 月 1 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	2 月 5 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	2 月 7 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	2 月 14 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	3 月 3 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	4 月 7 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	4 月 18 日	検討部会（アンケート調査内容分析）
	6 月 3 日	推進会議（アンケート調査報告）
	6 月 20 日	職員研修（幹部研修：男女共同参画社会について）
	6 月 21 日	職員研修（中堅研修：男女共同参画社会について）
	7 月 4 日	職員研修（一般研修：男女共同参画社会について）
	7 月 5 日	職員研修（職員によるワークショップ）
	7 月 23 日	市民講座開催（男女共同参画社会について） （7 月 23・30・31・8 月 20・21 日午前午後の 10 回）
	8 月 23 日	プラン実施及び推進状況についての各課ヒアリング実施 （8 月 23 日～25 日）
	8 月 29 日	検討部会（アンケート調査内容検討）
	10 月 5 日	検討部会（第 2 次男女共同参画プラン内容検討）
	10 月 26 日	検討部会（第 2 次男女共同参画プラン内容検討）
10 月 27 日	推進会議 阿見町第 2 次男女共同参画プラン（案）策定 について	

年	月 日	内 容
平成 23 年	11 月 16 日	(新) プラン策定のための団体ヒアリング
	11 月 24 日	(新) プラン策定のための団体ヒアリング
	12 月 8 日	推進会議 阿見町第 2 次男女共同参画プラン (案) 策定 について
平成 24 年	1 月 11 日	推進会議 阿見町第 2 次男女共同参画プラン (案) 策定 について
	1 月 23 日	検討部会 (第 2 次男女共同参画プラン素案検討)
		推進会議 (第 2 次男女共同参画プラン素案検討)
	2 月 14 日	検討部会 (第 2 次男女共同参画プラン素案検討)
		推進会議 阿見町第 2 次男女共同参画プラン (案) 策定 について
	2 月 28 日	検討部会 (庁内推進体制の整備, 各課事業案の検討)
	3 月 12 日	検討部会 (各課事業案の検討)
		各課事業原案を掲示
	3 月 13 日	パブリックコメント実施 (3 月 13 日~3 月 26 日)
	3 月 27 日	阿見町第 2 次男女共同参画プランの決定

2. 阿見町男女共同参画社会推進会議委員名簿

この審議会は、後述の阿見町男女共同参画社会基本条例第3章（13条～15条）によるものです。

No	氏名	選出母体	備考
1	遠藤 壽子	阿見町推進会議検討部会	
2	大崎 信子	阿見町推進会議検討部会	委員長
3	片山 伸也	阿見町内事業者	
4	木原 利明	阿見町内事業者	
5	熊岡 富子	阿見町推進会議検討部会	
6	酒井 省三	公募による町民	
7	佐藤 祐子	阿見町立学校長会	
8	高橋 多恵子	阿見町立PTA代表	
9	田崎 保子	人権擁護委員	
10	田村 敏博	阿見町区長会	副委員長
11	萩谷 貴子	保育所保護者	
12	長谷川 幸介	茨城大学准教授	
13	福田 正	公募による町民	
14	野口 テル子	阿見町内商工会	
15	飯野 利明	町民活動推進課	事務局
16	湯原 勝行	町民活動推進課	事務局
17	湯原 和子	町民活動推進課	事務局

3. 阿見町男女共同参画社会推進会議検討部会員名簿

No	氏 名	選 出 母 体	備 考
1	遠 藤 壽 子	ステップアップ AMI	委員長
2	大 崎 信 子	あいうえおの会	
3	木 内 正 子	民生委員	
4	熊 岡 富 子	茨城県男女共同参画推進委員	副委員長
5	玄 葉 洋 子	民生委員	
6	小松澤 和 恵	茨城県男女共同参画推進委員	
7	櫻 井 保 子	ヒューマンネット	
8	菅 原 順 子	公募による町民	
9	諏訪部 恵理子	消費者リーダー	
10	福 田 正	公募による町民	
11	横 田 信 子	茨城県男女共同参画推進委員	
12	飯 野 利 明	町民活動推進課	事務局
13	湯 原 勝 行	町民活動推進課	事務局
14	湯 原 和 子	町民活動推進課	事務局

4. 阿見町男女共同参画社会基本条例

平成 22 年 3 月 19 日
阿見町条例 第 2 号

私たちのまち阿見町は、予科練の町として、命の尊さと平和への認識を深め、水と緑の豊かな自然を生かし、人と人とのぬくもりの通い合うコミュニティを創造し、活力ある町づくりを目指しています。

我が国においては、男女が協力し合う社会づくりを目指す男女共同参画社会基本法が平成 11 年に制定されて、各種の法律や制度は整えられ、女性の社会進出は確実に進みました。

阿見町においては、阿見町第 5 次総合計画に基づき、町民の意識調査や推進会議からの「提言書」を参考にして、『ともに生き、ともにつくるまち、阿見』を基本理念として男女共同参画社会形成への施策を推進するため、平成 17 年 3 月に「阿見町男女共同参画プラン」を策定しました。

この間、町民の意識は着実に向上してきましたが、社会における女性の参画や、仕事と家庭におけるお互いの協力、人としての人権をおびやかすあらゆる暴力の根絶など、さらなる取り組みが必要です。

ここに、豊かで活力ある町づくりを進めるために、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、町・町民・事業者が協働して取り組むことを決意し、この条例を定めます。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明かにするとともに、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的・性的・心理的，社会的又は経済的暴力をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会は，次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が性別によって差別的取扱いを受けることなく，個人として能力を発揮する機会が均等に確保され，その人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が性別によって慣習的に固定された役割分担にとらわれることなく，社会の一員として男女がともに働きやすい環境で，自分らしい生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として，町における政策又は事業所，地域その他の団体における方針等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 職業生活と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス) 男女がお互いの協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活について，家族の対等な一員としての役割を果たし，かつ，家庭生活以外の活動に参加できるように配慮されること。
- (5) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の推進に向けた取り組みが，国際社会における取り組みと密接な関係を有していること及び地域における国際化の推進にかんがみ，国や県の動向だけでなく広く国際社会の動向に留意すること。

(町の責務)

第4条 町は，前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり，男女共同参画社会の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画推進施策」という。)を総合的に策定し，実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は，男女共同参画社会の理解を深め，家庭，学校，職場，地域その他あらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画社会を実現するため，主体的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は，男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに，事業を行うに当たっては基本理念にのっとり，男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は，基本理念にのっとり男女が職業生活と家庭生活における活動を両立できるよう就労

環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、生活のあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表しなければならない。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、参画推進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(町民及び事業者に対する支援)

第10条 町は、町民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供及び総合的な拠点施設の整備を図るものとする。

(苦情等の処理)

第11条 町民及び事業者は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見について、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による事項の申し出があったときは、関係機関と連携し適切に対処するものとする。

(町における積極的改善措置)

第12条 町は、男女共同参画社会推進のため、町の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画社会推進会議

(設置)

第13条 男女共同参画社会の推進を円滑に図るため、阿見町男女共同参画社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町と協働しての参画推進施策の計画及び実施に関すること。
- (2) 基本計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 町長の要請に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、調査審議をすること。
- (4) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第14条 推進会議の委員は、町長が委嘱する15人以内の委員(一般公募による委員を含む。)で組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第15条 推進会議の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「阿見町男女共同参画プラン」は、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

5. 阿見町男女共同参画社会基本条例施行規則

平成 22 年 3 月 19 日

阿見町規則 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿見町男女共同参画社会基本条例(平成 22 年阿見町条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する苦情その他の意見の申出(以下「申出」という。)は、苦情等申出書(様式第 1 号)を町長に提出することによって行うものとする。ただし、苦情等申出書の提出ができない特別の理由があると町長が認めるときは、口頭によって行うことができる。

(調査をしない申出)

第 3 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については調査の対象としない。

- (1) 判決等により確定した事項及び裁判等において係争中の事案に関する事項
- (2) 不服申立てに対し、行政庁において審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 17 条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事案に関する事項
- (4) 議会に対し、請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 他のものからの申出により既に調査をした事案に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと町長が認める事項

(申出の処理)

第 4 条 町長は、申出を受けたときは、条例第 13 条第 1 項に規定する阿見町男女共同参画社会推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴くことにより、その処理の方針を定めるものとする。

(申出処理の通知)

第 5 条 町長は、申出の処理を行ったときはその結果を、申出について調査しない場合は調査しない旨を、苦情等処理通知書(様式第 2 号)により、当該申出をした者に通知するものとする。

(推進会議の委員)

第 6 条 条例第 14 条に規定する推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 一般公募による町民

- (2) 男女共同参画の推進に関し識見を有する者
- (3) 男女共同参画の推進に関する各種団体の代表
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(身分)

第7条 委員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

第8条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(推進会議の庶務)

第10条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(推進会議の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

6. 男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6 月 23 日法律 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内にお

いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策

に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計

画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

(以下略)

7. 茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日

茨城県条例 第1号

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を

選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
 - 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

- 第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第 13 条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表中

茨城県青少年健全 育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の 樹立について必要な事項を調査審議すること。
-------------------	--

を

茨城県男女共同参 画審議会	茨城県男女共同参画推進条例（平成 13 年茨城県条例第 1 号） に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事 項について調査審議すること。
茨城県青少年健全 育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の 樹立について必要な事項を調査審議すること。

に改める。

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セン

ターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は

警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、

相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の

同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イから 2 までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があるこ

とにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該

配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

第 19 条から第 22 条まで（略）

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

第 27 条から第 28 条まで（略）

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則（略）

9. 用語解説

ア 行

アグリウェルカムプラン

1998年12月に農林水産省が策定した農山漁村の地位向上のための男女共同参画計画農業経営方針への参画の機会の保障や労働条件、報酬、給与等を決めた「家族経営協定」の締結、農林水産省関係の審議会委員への女性の登用等を内容とします。

育児・介護休業法

育児や介護のための休業制度についての法律。正式名称は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」育児や介護を抱える男女労働者の職業生活と家庭生活との両立を助けるとともに、働く人達の有効活用を目的とします。

A L T

Assistant Language Teacher の略。外国人の外国語指導助手のことです。

エンパワーメント

女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる部やで意思決定過程に参画するための力をつけること。また女性たちが手を携えて、連帯して力をつけていくという意味合いもあります。

か 行

協働

近年、少子・高齢化や環境、教育、防犯・防災など、地域社会の課題が複雑かつ多様化してきています。これらの課題に公平・画一的な従来の行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなってきています。

その一方で、町民が備えている潜在能力や資源を発揮して、自主的にこれらの課題の解決に取り組むNPOや地域活動団体など、非営利で公益的な町民活動が目立っています。

こうした町民活動団体と行政とが協働することにより、行政だけでは難しかったきめ細やかで柔軟な対応、新しいサービス、有効な取り組みが可能になります。町民活動団体や協働により創出されるサービスは「新しい公共」とも呼ばれ、豊かな地域社会の創造に寄与するものと期待されています。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。固定的な考え方によって男性・女性の役割を決めている例として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等があります。

さ 行

ジェンダー

生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ、男らしさといった社会的・文化的に女（男）はこうあるべきとして後から形成された性別のことです。

女性のエンパワーメント

女性が、自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力等を身に付け、その力を発揮し、さまざまな政策決定過程に参画することを意味します。

ストーカー規制法

平成 12 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」として成立、施行された法律で、ストーカー行為等を処罰する等必要な規制と、被害者に対する援助等を定めています。

セクシュアル・ハラスメント

労働や教育等、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような言動を為すことです。

セーフティーネット

セーフティーネットは、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。

日本では近年、格差社会が問題となり、生活や雇用に不安を抱える国民が急増していることもあって、単にセーフティーネットという場合は生活や雇用に対するセーフティーネットのことを指す例が多いが、セーフティーネットという言葉は国民生活に係る事象のみに適合する言葉ではない。

国家（政府）が保障する国民の生活の最低限度（最低水準）社会保障の用語としてのセーフティーネットは、この水準以下にならないように設定される安全網のことを示している。根拠として日本国憲法第 25 条がある。

た 行

男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進、さらに、平成 18 年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等を盛り込む改正が行われました。

ドメスティック・バイオレンス

和訳すれば「家庭内暴力」だが、かつて頻発した「子が親にたいして振るう暴力」と区別するために横文字表示としている。配偶者または親しいパートナー間でおこる身体的・精神的・性的・経済的暴力をいい、一方的に相手を支配しコントロールしたいとする意の表れです。

な 行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人もともにいきる社会こそ本来あるべき姿の社会であるという理念のことです。

は 行

ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女のいずれか意一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

や 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいいます。

ら 行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康・権利。1994 年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子

どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことです。

リテラシー

何らかの表現されたものを、一段高い視点から適切に理解・解釈し、分析し、また、記述・表現する能力、流れている情報を鵜呑みにせず、その影響を回避する能力。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

第2次阿見町男女共同参画プラン

平成24年3月

男女が個性と能力を活かしあい、
ともに「幸せの町 阿見」をつくる

(平成24年度～28年度)

発 行 阿見町
企画・制作・編集 生活産業部 町民活動推進課
〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1
T E L 029-888-1111 (代表)
F A X 029-887-9560

